

割賦販売法（後払分野）に基づく監督の基本方針の改正案 新旧対照条文（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p><b>第1章 信用購入あっせん業者等の監督に関する基本的考え方</b></p> <p><b>I-1 監督の目的</b></p> <p>信用購入あっせん取引（以下「クレジット取引」という。）は、消費者等の購入者に対して、信用を供与（与信）することで、購入代金の後払い及び分割払いを可能とする取引である。この特性から、信用購入あっせん業は、消費者の消費生活における利便性向上等に寄与するとともに、販売店等の加盟店にとっては、販売やサービスの提供を促進する効果を有するため、消費者及び事業者の双方にとってメリットのある取引形態となっている。また同時に、消費支出の合理化、計画化を通じた国民生活の向上や商品の販売やサービス提供の促進による経済の活性化にも寄与することで、国民経済上でも有意義な役割を果たしている。</p> <p>一方、支払が商品の購入やサービス受領より後となることから、一般的に消費者が支払総額を把握しにくいというえ、1回ごとの支払額が少額で済むため負担感が少ないことから過剰な支出につながりやすい、三者間の取引となるため契約が複雑である等、消費者トラブルが発生しやすい特性も併せ持っている。また、近年ではクレジットカード番号等の漏えい事件や不正利用被害が増加している。このため、クレジット取引に備わった利便性を確保しながら、消費者トラブル、クレジットカード番号等の漏えい、不正利用被害を未然に防止し、健全なクレジット取引の発達を促すことが非常に重要である。</p> <p>このような<b>割販法</b>の制定及び改正の趣旨に鑑みれば、経済産業省は、割販法に基づき信用購入あっせん業者に対する監督を適正</p>	<p><b>第1章 信用購入あっせん業者等の監督に関する基本的考え方</b></p> <p><b>I-1 監督の目的</b></p> <p>信用購入あっせん取引（以下「クレジット取引」という。）は、消費者等の購入者に対して、信用を供与（与信）することで、購入代金の後払い及び分割払いを可能とする取引である。この特性から、信用購入あっせん業は、消費者の消費生活における利便性向上等に寄与するとともに、販売店等の加盟店にとっては、販売やサービスの提供を促進する効果を有するため、消費者及び事業者の双方にとってメリットのある取引形態となっている。また同時に、消費支出の合理化、計画化を通じた国民生活の向上や商品の販売やサービス提供の促進による経済の活性化にも寄与することで、国民経済上でも有意義な役割を果たしている。</p> <p>一方、支払が商品の購入やサービス受領より後となることから、一般的に消費者が支払総額を把握しにくいというえ、1回ごとの支払額が少額で済むため負担感が少ないことから過剰な支出につながりやすい、三者間の取引となるため契約が複雑である等、消費者トラブルが発生しやすい特性も併せ持っている。また、近年ではクレジットカード番号等の漏えい事件や不正利用被害が増加している。このため、クレジット取引に備わった利便性を確保しながら、消費者トラブル、クレジットカード番号等の漏えい、不正利用被害を未然に防止し、健全なクレジット取引の発達を促すことが非常に重要である。</p> <p>このような<b>割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「割販法」という。）</b>の制定及び改正の趣旨に鑑みれば、経済産業省</p>

に実施することを通じ、当該業者の事業の健全かつ適切な運営を確保すること及び購入者等の利益保護を図り、商品等の流通及び役務の提供を円滑にし、安全かつ安心な決済手段としてのクレジット取引の健全な発達を促し、もって国民経済の発展に寄与することが求められている。

### I-2 監督基本方針の策定趣旨

割販法は上記の社会的要請を踏まえ制定されたものであり、時々の社会情勢を踏まえた累次の改正を経て、契約書面の交付やクーリング・オフ制度の拡充、抗弁権の接続等の取引の適正化を図る取組等に係る規定に加えて、悪質な加盟店がクレジット取引を利用する事例や不適正な与信ないし過剰与信が行われる事例等を踏まえ、支払可能見込額調査や加盟店調査を義務付ける等のクレジット取引が持つ特性から発生しやすい消費者トラブルに対応するための規定も整備されてきた。

また、近年、取引が拡大しているインターネット取引において、クレジットカード番号等の漏えい等の事故や不正利用の被害が増加しており、商取引形態の変化及び革新に伴う課題に対応するべく、クレジットカード番号等の適切な管理等に関する義務規定も整備された。

このような社会的要請の実現に向け、経済産業省が行う監督にかかる理念や取組の方針を明示することで、監督行政の透明性及び均一性を確保し、もって信用購入あっせん業者、クレジットカード番号等取扱業者及びクレジットカード番号等取扱契約締結事業者（以下「信用購入あっせん業者等」という。）による適切な

は、割販法に基づき信用購入あっせん業者に対する監督を適正に実施することを通じ、当該業者の事業の健全かつ適切な運営を確保すること及び購入者等の利益保護を図り、商品等の流通及び役務の提供を円滑にし、安全かつ安心な決済手段としてのクレジット取引の健全な発達を促し、もって国民経済の発展に寄与することが求められている。

### I-2 監督基本方針の策定趣旨

割販法は上記の社会的要請を踏まえ制定されたものであり、時々の社会情勢を踏まえた累次の改正を経て、契約書面の交付やクーリング・オフ制度の拡充、抗弁権の接続等の取引の適正化を図る取組等に係る規定に加えて、悪質な加盟店がクレジット取引を利用する事例や不適正な与信ないし過剰与信が行われる事例等を踏まえ、支払可能見込額調査や加盟店調査を義務付ける等のクレジット取引が持つ特性から発生しやすい消費者トラブルに対応するための規定も整備されてきた。

また、近年、取引が拡大しているインターネット取引において、クレジットカード番号等の漏えい等の事故や不正利用の被害が増加しており、商取引形態の変化及び革新に伴う課題に対応するべく、クレジットカード番号等の適切な管理等に関する義務規定も整備された。

このような社会的要請の実現に向け、経済産業省が行う監督にかかる理念や取組の方針を明示することで、監督行政の透明性及び均一性を確保し、もって信用購入あっせん業者及びクレジットカード番号等取扱契約締結事業者（以下「信用購入あっせん業者等」という。）による適切な事業運営を促進するため、本基本方

事業運営を促進するため、本基本方針を策定する。

各々の信用購入あっせん業者等は、公益又は消費者保護の観点から、本基本方針で示された監督上の評価項目の内容を、必要に応じて各々の経営に反映することで、クレジット取引の適正化に努めていくことが求められる。

なお、本基本方針については、必要に応じて適時適切に見直しを行うものとする。

### I-3 監督の定義及び本基本方針の構成

(略)

### I-4 監督の実施の枠組み

(略)

#### I-4-1 オンサイトとオフサイトの適切な組合せ

(略)

#### I-4-2 自主的な取組の働きかけ

(略)

#### I-4-3 十分な意思疎通の確保

(略)

#### I-4-4 認定割賦販売協会の活用及び自主規制規則の位置づけ

(略)

針を策定する。

各々の信用購入あっせん業者等は、公益又は消費者保護の観点から、本基本方針で示された監督上の評価項目の内容を、必要に応じて各々の経営に反映することで、クレジット取引の適正化に努めていくことが求められる。

なお、本基本方針については、必要に応じて適時適切に見直しを行うものとする。

### I-3 監督の定義及び本基本方針の構成

(略)

### I-4 監督の実施の枠組み

(略)

#### I-4-1 オンサイトとオフサイトの適切な組合せ

(略)

#### I-4-2 自主的な取組の働きかけ

(略)

#### I-4-3 十分な意思疎通の確保

(略)

#### I-4-4 認定割賦販売協会の活用及び自主規制規則の位置づけ

(略)

I-4-5 効率的かつ効果的な監督の確保  
(略)

I-5 関係機関等との連携  
(略)

I-6 用語の定義  
(略)

(1) ~ (8) (略)

(9) 保護法ガイドライン

個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（平成28年個人情報保護委員会告示第6号）、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編）（平成28年個人情報保護委員会告示第7号）、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）（平成28年個人情報保護委員会告示第8号）及び個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（匿名加工情報編）（平成28年個人情報保護委員会告示第9号）

(10) ~ (12) (略)

(13) 主管局担当課

主管局が経済産業局（関東経済産業局を除く。）の場合においては当該経済産業局産業部消費経済課、**主管**局が関東経済産業局の場合においては関東経済産業局産業部商務・取引

I-4-5 効率的かつ効果的な監督の確保  
(略)

I-5 関係機関等との連携  
(略)

I-6 用語の定義  
(略)

(1) ~ (8) (略)

(9) 保護法ガイドライン

個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（平成28年個人情報保護委員会告示第6号）、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編）（平成28年個人情報保護委員会告示第7号）、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）（平成28年個人情報保護委員会告示第8号）及び個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（匿名加工情報編）（平成28年個人情報保護委員会告示第9号）（以下、合わせて「保護法ガイドライン」という。）

(10) ~ (12) (略)

(13) 主管局担当課

主管局が経済産業局（関東経済産業局を除く。）の場合においては当該経済産業局産業部消費経済課、**主観**局が関東経済産業局の場合においては関東経済産業局産業部商務・取引

信用課、主管局が四国経済産業局の場合においては四国経済産業局産業部商務・流通・サービス産業課、主管局が内閣府沖縄総合事務局の場合においては沖縄総合事務局経済産業部商務通商課

(14) 信用購入あっせん

割販法第2条第3項に規定する包括信用購入あっせん及び同条第4項に規定する個別信用購入あっせん

※なお、信用購入あっせん業者と購入者の間の契約が金銭消費貸借契約や貸付契約等である場合にも、それらの契約と販売契約等との間に密接な牽連関係が存在すると認められる場合や、信用購入あっせん業者と販売業者又は役務提供事業者の間に密接な牽連関係が存在すると認められる場合には、信用購入あっせんに該当し得る。

(15) (略)

(16) クレジットカード番号等取扱業者

割販法第35条の16第1項柱書に規定するクレジットカード番号等取扱業者

(17) (略)

(削る)

(18) 加盟店

①・② (略)

③ 割販法第35条の16第1項第2号に規定するクレジットカード等購入あっせん関係販売業者又はクレジットカード等購入あっせん関係役務提供事業者

信用課、主管局が内閣府沖縄総合事務局の場合においては沖縄総合事務局経済産業部商務通商課

(14) 信用購入あっせん

割販法第2条第3項に規定する「包括信用購入あっせん」及び第4項に規定する「個別信用購入あっせん」

※なお、信用購入あっせん業者と購入者の間の契約が金銭消費貸借契約や貸付契約等である場合にも、それらの契約と販売契約等との間に密接な牽連関係が存在すると認められる場合や、信用購入あっせん業者と販売業者又は役務提供事業者の間に密接な牽連関係が存在すると認められる場合には、信用購入あっせんに該当し得る。

(15) (略)

(新設)

(16) (略)

(17) 立替払取次業者

割販法第35条の16第1項第2号に規定する立替払取次業者

(18) 加盟店

①・② (略)

③ 割販法第35条の16第1項第3号に規定するクレジットカード等購入あっせん関係販売業者又はクレジットカード等購入あっせん関係役務提供事業者

※上記①、②及び③のいずれにおいても販売業者又は役務提供事業者が中間事業者を介して信用購入あっせん業者、クレジットカード等購入あっせん業者、立替払取次業者又はクレジットカード番号等取扱契約締結事業者と契約関係を有する場合、当該販売業者又は役務提供事業者は加盟店に該当する。

(19) 立替払取次業者

割販法第35条の16第1項第3号に規定する立替払取次業者

(20) クレジットカード番号等取扱契約締結事業者

割販法第35条の17の5第1項第5号ニに規定するクレジットカード番号等取扱契約締結事業者

(21) カード等

割販法第2条第3項第1号に規定するそれを提示し若しくは通知して、又はそれと引換えに、特定の販売業者から商品若しくは権利を購入し、又は特定の役務提供業者から有償で役務の提供を受けることができるカードその他の物又は番号、記号その他の符号

(22) ~ (24) (略)

第2章 信用購入あっせん業者等に対する監督

II-1 本章の趣旨

(略)

II-2 監督に係る考え方と評価項目

信用購入あっせん業者等に対する監督は、下記の各評価項目に則

※上記①、②及び③のいずれにおいても販売業者又は役務提供事業者が中間事業者を介して信用購入あっせん業者、立替払取次業者又はクレジットカード番号等取扱契約締結事業者と契約関係を有する場合、当該販売業者又は役務提供事業者は加盟店に該当する。

(新設)

(19) クレジットカード番号等取扱契約締結事業者

割販法第35条の17の2各号に規定するクレジットカード番号等取扱契約締結事業者

(20) カード等

それを提示し若しくは通知して、又はそれと引換えに、特定の販売業者から商品若しくは権利を購入し、又は特定の役務提供業者から有償で役務の提供を受けることができるカードその他の物又は番号、記号その他の符号

(21) ~ (23) (略)

第2章 信用購入あっせん業者等に対する監督

II-1 本章の趣旨

(略)

II-2 監督に係る考え方と評価項目

信用購入あっせん業者等に対する監督は、下記の各評価項目に則

して、その業務実態を確認するものであり、当該評価項目は、信用購入あっせん業者等に対する業務改善の指摘、行政処分の判断基準ともなることから、信用購入あっせん業者等は、当該評価項目の充足状況を自ら検証し、必要に応じ業務運営を改善しなければならない。

なお、監督に当たっては、信用購入あっせん業者等の業態等の多様性に鑑み、必ずしも全ての評価項目を適用しえない可能性があり、機械的かつ画一的な評価、運用に陥らないよう配慮する必要がある。同様に、評価項目が形式的に具備されていても、割販法の趣旨である信用購入あっせん業者等の業務の適切性の確保並びに公益及び消費者等の保護の観点から、必ずしも十分とは判断されない場合もあることに留意が必要である。

また、本章においては割販法、割販法政令及び割販法省令に基づき信用購入あっせん業者等に求められる取組を中心に記載しているが、一部、法令には規定されていないものの、割販法の趣旨である消費者保護や適正なクレジット取引の実現のためには実施されることが望ましいと考えられる事項についても記載している（◇で示している項目）。また、包括信用購入あっせん業者に対しては、犯収法に基づき取引時確認等の義務が課せられていることにも留意が必要である。

なお、本章の項目の記載方法は、包括信用購入あっせん業者、個別信用購入あっせん業者において共通の項目を【信用購入あっせん業者対象項目】、包括信用購入あっせん業者、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者、個別信用購入あっせん業者それぞれのう

して、その業務実態を確認するものであり、当該評価項目は、信用購入あっせん業者等に対する業務改善の指摘、行政処分の判断基準ともなることから、信用購入あっせん業者等は、当該評価項目の充足状況を自ら検証し、必要に応じ業務運営を改善しなければならない。

なお、監督に当たっては、信用購入あっせん業者等の業態等の多様性に鑑み、必ずしも全ての評価項目を適用しえない可能性があり、機械的かつ画一的な評価、運用に陥らないよう配慮する必要がある。同様に、評価項目が形式的に具備されていても、割販法の趣旨である信用購入あっせん業者等の業務の適切性の確保並びに公益及び消費者等の保護の観点から、必ずしも十分とは判断されない場合もあることに留意が必要である。

また、本章においては割販法、割販法政令及び割販法省令に基づき信用購入あっせん業者等に求められる取組を中心に記載しているが、一部、法令には規定されていないものの、割販法の趣旨である消費者保護や適正なクレジット取引の実現のためには実施されることが望ましいと考えられる事項についても記載している（◇で示している項目）。また、包括信用購入あっせん業者に対しては、犯収法に基づき取引時確認等の義務が課せられていることにも留意が必要である。

なお、本章の項目の記載方法は、包括信用購入あっせん業者、個別信用購入あっせん業者において共通の項目を【信用購入あっせん業者対象項目】、包括信用購入あっせん業者、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者、個別信用購入あっせん業者それぞれのう

ち、特定の者のみが対象となる項目については、【包括信用購入あっせん業者対象項目】、【クレジットカード番号等取扱契約締結事業者対象項目】、【個別信用購入あっせん業者対象項目】、【クレジットカード番号等取扱業者（加盟店を除く。）対象項目】等と記載している。

## Ⅱ-2-1 基本事項、法令等遵守（コンプライアンス）体制等【信用購入あっせん業者等対象項目】

### Ⅱ-2-1-1 基本的体制整備、社内教育等

信用購入あっせん業者等は、購入者等からの信頼及びクレジット市場の健全性を確保する観点から、割販法第33条の2第1項第11号、割販法第35条の2の11第1項第10号及び第35条の3の26第1項第9号に規定する信用購入あっせんの公正かつ適確な実施を確保するために必要な体制並びに同法第35条の17の5第1項第8号に規定するクレジットカード番号等取扱契約の締結に係る業務及び加盟店調査の適確な実施を確保するために必要な体制を確立する必要がある。具体的には、割販法等に規定する各種規定の適正な履行等が可能な社内体制を整備することである。

また、信用購入あっせん業者等は、適正な業務の運営を確保する観点から、法令に定める登録要件を維持しなければならない。

信用購入あっせん業者等は以下の点に留意し、コンプライアンス体制を整備しなければならない。

(1)～(3) (略)

ち、特定の者のみが対象となる項目については、【包括信用購入あっせん業者対象項目】、【クレジットカード番号等取扱契約締結事業者対象項目】、【個別信用購入あっせん業者対象項目】と記載している。

## Ⅱ-2-1 基本事項、法令等遵守（コンプライアンス）体制等【信用購入あっせん業者及びクレジットカード番号等取扱契約締結事業者対象項目】

### Ⅱ-2-1-1 基本的体制整備、社内教育等

信用購入あっせん業者等は、購入者等からの信頼及びクレジット市場の健全性を確保する観点から、割販法第33条の2第1項第11号及び第35条の3の26第1項第9号に規定する信用購入あっせんの公正かつ適確な実施を確保するために必要な体制並びに同法第35条の17の5第1項第8号に規定するクレジットカード番号等取扱契約の締結に係る業務及び加盟店調査の適確な実施を確保するために必要な体制を確立する必要がある。具体的には、割販法等に規定する各種規定の適正な履行等が可能な社内体制を整備することである。

また、信用購入あっせん業者等は、適正な業務の運営を確保する観点から、法令に定める登録要件を維持しなければならない。

信用購入あっせん業者等は以下の点に留意し、コンプライアンス体制を整備しなければならない。

(1)～(3) (略)

Ⅱ－２－１－２ 反社会的勢力による被害の防止  
(略)

Ⅱ－２－２ 業務の適切性

Ⅱ－２－２－１ 過剰与信防止義務【信用購入あっせん業者対象項目】

(略)

Ⅱ－２－２－１－１ 支払可能見込額の調査【信用購入あっせん業者(認定包括信用購入あっせん業者及び登録少額包括信用購入あっせん業者を除く。)対象項目】

(略)

(1) ～ (3) (略)

(4) 支払可能見込額調査の調査事項である年収、預貯金及び固定資産等その他の支払可能見込額の算定に影響を与える事項であって客観的に判断することができるものについては、以下の取扱いが行われていることが求められる。(割販法省令第39条第1号、第2号及び第5号並びに第71条第1号、第2号及び第6号)

(略)

(5) (略)

Ⅱ－２－２－１－２ 利用者支払可能見込額の算定【認定包括信

Ⅱ－２－１－２ 反社会的勢力による被害の防止  
(略)

Ⅱ－２－２ 業務の適切性

Ⅱ－２－２－１ 過剰与信防止義務【信用購入あっせん業者対象項目】

(略)

Ⅱ－２－２－１－１ 与信審査等【信用購入あっせん業者対象項目】

(略)

(1) ～ (3) (略)

(4) 支払可能見込額調査の調査事項である年収、預貯金及び固定資産等その他の包括支払可能見込額の算定に影響を与える事項であって客観的に判断することができるものについては、以下の取扱いが行われていることが求められる。(割販法省令第39条第1号、2号及び5号)

(略)

(5) (略)

(新設)

**用購入あっせん業者及び登録少額包括信用購入あっせん業者対象項目】**

認定包括信用購入あっせん業者及び登録少額包括信用購入あっせん業者は、過剰な与信の発生を未然に防止するため、割販法に基づく利用者支払可能見込額の算定を適切に行い、その算定の結果に基づいた与信を行わなければならない。

そのためには、適正な利用者支払可能見込額の算定を円滑に実施するための体制が整備され、業務の運営の中で実践されていることが必要である。

こうしたことから、認定包括信用購入あっせん業者及び登録少額包括信用購入あっせん業者は、以下の点に留意し、利用者支払可能見込額の算定を行わなければならない。

(1) 利用者支払可能見込額の算定に関する責任部署及び責任者、利用者支払可能見込額の算定方法を明確に定め、業務運営において実践していること。

(2) 利用者支払可能見込額算定義務の適用除外、利用者支払可能見込額を超える与信の禁止義務の適用除外の要件、算定の記録事項、保存方法、保存期間について、法令に基づき必要事項を明確に定め、日常業務において実践していること。

また、利用者支払可能見込額の算定及び利用者支払可能見込額を超える与信の禁止義務の履行状況について定期的に事後検証を行い、問題があれば業務の見直しを行っていること。

(3) 利用者の支払能力に関する情報を当該利用者に対する不当な差別、偏見その他の著しい不利益が生じるおそれがあると認められる方法により利用していないことを定期的に点検

し、当該方法により利用していることが発見され、又は疑われた場合には、利用者支払可能見込額の算定の方法の見直しを行っていること。

(4) 事業年度末日時点の延滞率が割販法省令第62条第1項第3号及び第68条第1項第3号に規定する基準に適合するよう日常業務において延滞率を管理していること。

(5) 認定包括信用購入あっせん業者又は登録少額包括信用購入あっせん業者が与信審査業務を他事業者に委託している場合において、これらの事業者が、過剰与信防止に係る義務を遂行することができる体制となっていること。

### II-2-2-1-3 信用購入あっせんの手数料【信用購入あっせん業者対象項目】

信用購入あっせんの手数料の割合については、割販法に義務規定はないものの、消費者保護及び適正な業務の運営の観点から、以下の点に留意するものとする。(◇)

### II-2-2-2 公正かつ適切な取引の確保【信用購入あっせん業者対象項目】

(略)

#### II-2-2-2-1 取引条件の表示等における情報の提供【包括信用購入あっせん業者対象項目】

契約締結前の段階でクレジット取引の条件を適切かつ正確に情報提供することが、公正な取引の履行の観点から重要である。

(新設)

(6) 信用購入あっせんの手数料の割合については、割販法に義務規定はないものの、消費者保護及び適正な業務の運営の観点から、以下の点に留意するものとする。(◇)

### II-2-2-2 公正かつ適切な取引の確保【信用購入あっせん業者対象項目】

(略)

#### II-2-2-2-1 取引条件の表示及び書面の交付【包括信用購入あっせん業者対象項目】

契約締結前の段階でクレジット取引の条件を適切かつ正確に情報提供することが、公正な取引の履行の観点から重要である。

特にクレジット取引は、支払関係が長期にわたって継続し、契約内容が複雑になる蓋然性が高いことから、包括信用購入あっせん業者が契約締結後に契約の内容に係る情報を適切に書面又は情報通信の技術を利用する方法により提供することが重要である。

このため、包括信用購入あっせん業者は、以下の点に留意し、取引条件及び契約内容を適切かつ明確に表示して情報を提供し、広告を行わなければならない。

- (1) 広告、情報提供の内容が、法定事項を満たしているとともに、利用者等にとって読みやすく、正確に表示されていること。
- (2) 情報の提供に当たっては、利用者等が契約の内容を正確に理解できるような用語の使用を社内規則等で定め、運用していること。
- (3) 情報提供の方法、タイミングが適正であること。複数の方法により情報の提供を行う場合には、利用者等に適切に情報提供を行う観点から、情報提供の一体性が確保されていること。

Ⅱ－２－２－２－２ 特定取引に係る書面の交付【個別信用購入あっせん業者対象項目】

(略)

Ⅱ－２－２－２－３ 加盟店管理【個別信用購入あっせん業者対象項目】

(略)

特にクレジット取引は、支払関係が長期にわたって継続し、契約内容が複雑になる蓋然性が高いことから、信用購入あっせん業者が契約締結後に契約の内容に係る情報を書面で交付し提供することが重要である。

このため、包括信用購入あっせん業者は、以下の点に留意し、取引条件及び契約内容を適切かつ明確に記載した書面を交付し、広告を行わなければならない。

- (1) 広告、書面の記載内容が、法定事項を満たしているとともに、購入者等にとって読みやすく、正確な記載になっていること。
- (2) 書面の記載に当たっては、消費者が契約の内容を正確に理解できるような用語の使用を社内規則等で定め、運用していること。
- (3) 書面交付の方法、タイミングが適正であること。

Ⅱ－２－２－２－２ 特定取引に係る書面の交付【個別信用購入あっせん業者対象項目】

(略)

Ⅱ－２－２－２－３ 加盟店管理【個別信用購入あっせん業者対象項目】

(略)

Ⅱ－２－２－２－４ 苦情処理等【信用購入あっせん業者対象項目】

１．（略）

２．個別信用購入あっせん契約のクーリング・オフ等【個別信用購入あっせん業者対象項目】

個別信用購入あっせん業においては、特定取引の勧誘方法の特性に鑑み割販法にクーリング・オフの規定が設けられている。また、通常必要とされる分量を著しく超える商品の訪問販売又は電話勧誘販売（以下「過量販売」という。）に係る与信契約の申込みの撤回又は契約解除、及び特定取引において不実告知等があった場合の申込等の意思表示の取消しに係る義務が割販法に規定されている。

さらに、訪問販売又は電話勧誘販売において購入者等の知識、経験、財産の状況に鑑み、過量販売に該当するおそれがあると認められる場合に、個別信用購入あっせん業者が与信契約を締結することは割販法により禁止されている。

購入者等の利益の保護の観点から、個別信用購入あっせん業者は、これらの規定に適切かつ迅速に対応することができる体制が求められ、以下の点に留意する必要がある。

（１）～（４）（略）

Ⅱ－２－２－３ 適切な情報管理【信用購入あっせん業者対象項目】

信用購入あっせん業を行う上で、購入者等に関する情報の取扱いは必要不可欠のものであり、かつ、大量の情報を取り扱うこと

Ⅱ－２－２－２－４ 苦情処理等【信用購入あっせん業者対象項目】

１．（略）

２．個別信用購入あっせん契約のクーリング・オフ等【個別信用購入あっせん業者対象項目】

個別信用購入あっせん業においては、特定取引の勧誘方法の特性に鑑み割販法にクーリング・オフの規定が設けられている。また、通常必要とされる分量を著しく超える商品の訪問販売又は電話勧誘販売（以下「過量販売」という。）に係る与信契約の申込みの撤回又は契約解除、及び特定取引において不実告知等があった場合の申込等の意思表示の取消しに係る義務が割販法に規定されている。

さらに、訪問販売において購入者等の知識、経験、財産の状況に鑑み、過量販売に該当するおそれがあると認められる場合に、個別信用購入あっせん業者が与信契約を締結することは割販法により禁止されている。

購入者等の利益の保護の観点から、個別信用購入あっせん業者は、これらの規定に適切かつ迅速に対応することができる体制が求められ、以下の点に留意する必要がある。

（１）～（４）（略）

Ⅱ－２－２－３ 適切な情報管理【信用購入あっせん業者対象項目】

信用購入あっせん業を行う上で、購入者等に関する情報の取り扱いは必要不可欠のものであり、かつ、大量の情報を取り扱うこと

から、購入者等に関する情報を適切に管理することは極めて重要である。また、支払可能見込額調査時及び利用者支払可能見込額算定時に指定信用情報機関が保有する情報を利用することが義務づけられており、購入者等に関する情報の取扱いや管理について、厳重な対応が求められている。

このため、信用購入あっせん業者は、購入者等に関する情報の漏えいの防止や従業者等による目的外利用の防止を図るための情報管理措置の実施体制を整備し、当該措置を適確に遂行しなければならない。また、購入者等に関する情報の漏えい等が発生した場合に、速やかに二次被害等を防止するための措置を講ずることが可能な体制が整備されているかという点も重要な評価項目となる。

これらを踏まえ、信用購入あっせん業者においては以下の事項に係る取組が求められる。

#### Ⅱ-2-2-3-1 情報の管理【信用購入あっせん業者対象項目】

(略)

- (1) (略)
- (2) 個人情報保護法及び保護法ガイドライン、信用分野ガイドラインに基づく情報の取扱基準を定め、日常業務の運営において実践していること。
- (3) 情報の漏えい及び目的外利用を防止するための情報管理体制の整備及び運用手順が整備されていること。
- (4) 購入者等の情報の管理及び取扱いを委託する場合は、

とから、購入者等に関する情報を適切に管理することは極めて重要である。また、支払可能見込額調査時に指定信用情報機関が保有する情報を利用することが義務づけられており、購入者等に関する情報の取扱いや管理について、厳重な対応が求められている。

このため、信用購入あっせん業者は、購入者等に関する情報の漏えいの防止や従業者等による目的外利用の防止を図るための情報管理措置の実施体制を整備し、当該措置を適確に遂行しなければならない。また、購入者等に関する情報の漏えい等が発生した場合に、速やかに二次被害等を防止するための措置を講ずることが可能な体制が整備されているかという点も重要な評価項目となる。

これらを踏まえ、信用購入あっせん業者においては以下の事項に係る取組が求められる。

#### Ⅱ-2-2-3-1 情報の管理【信用購入あっせん業者対象項目】

(略)

- (1) (略)
- (2) 個人情報保護法、保護法ガイドライン、信用分野ガイドラインに基づく情報の取扱基準を定め、日常業務の運営において実践していること。
- (3) 情報の漏えい、目的外利用を防止するための情報管理体制の整備、運用手順が整備されていること。
- (4) 購入者等の情報の管理及び取扱いを委託する場合は、

委託先が上記（２）と同等の水準の安全管理措置及び従業員の監督を実施することを定めていること。また、委託先の監督に係る基準や手続を定め、日常業務の運営において実践していること。

（５）購入者等に関する情報の漏えい又は目的外利用が発生した場合における関係企業、漏えい等の対象者及び行政への連絡体制を整備し、役職員に周知徹底していること。

（６）（略）

（７）人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪の経歴についての情報その他の特別の非公開情報（注）については、信用分野ガイドラインⅡ．２．（２）１）①～⑧に列挙する場合を除き、利用、取得又は第三者提供を行わない措置を講じていること。また、上記の場合に該当し、これら非公開情報を取得した場合には、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外に使用しないことを確保するための措置を講じていること。

（注）その他の特別な非公開情報とは、以下の情報をいう。

- ① 労働組合への加盟に関する情報
- ② 民族に関する情報
- ③ 性生活に関する情報
- ④ 個人情報の保護に関する法律施行令第２条第４号に定める事項に関する情報
- ⑤ 個人情報の保護に関する法律施行令第２条第５号に定める事項に関する情報
- ⑥ 犯罪により害を被った事実に関する情報

委託先が上記（２）と同等の水準の安全管理措置、従業員の監督を実施することを定めていること。また、委託先の監督に係る基準や手続を定め、日常業務の運営において実践していること。

（５）購入者等に関する情報の漏えい、目的外利用が発生した場合における関係企業、漏えい等の対象者、行政への連絡体制を整備し、役職員に周知徹底していること。

（６）（略）

（７）人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪の経歴についての情報その他の特別の非公開情報（注）については、信用分野ガイドラインⅡ．２．（２）１）①～⑦に列挙する場合を除き、利用、取得又は第三者提供を行わない措置を講じていること。また、上記の場合に該当し、これら非公開情報を取得した場合には、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外に使用しないことを確保するための措置を講じていること。

（注）その他の特別な非公開情報とは、以下の情報をいう。

- ① 労働組合への加盟に関する情報
- ② 民族に関する情報
- ③ 性生活に関する情報
- ④ 個人情報の保護に関する法律施行令第２条第４号に定める事項に関する情報
- ⑤ 個人情報の保護に関する法律施行令第２条第５号に定める事項に関する情報
- ⑥ 犯罪により害を被った事実に関する情報

⑦ 社会的身分に関する情報

Ⅱ－２－２－３－２ 特定信用情報の提供等【信用購入あっせん業者対象項目】

信用購入あっせん業者は、支払可能見込額調査及び利用者支払可能見込額算定の正確性確保の観点から、指定信用情報機関が保有する特定信用情報を利用するとともに、自社が保有する購入者等の信用情報を指定信用情報機関に提供しなければならない。また、信用購入あっせん業者は、購入者等の重要な情報を取り扱うことから、特定信用情報を厳格に管理し、適切に利用しなければならない。

このため、信用購入あっせん業者は、以下の点に留意して、特定信用情報の管理体制を整備しなければならない。

- (1) 特定信用情報の取扱い及び購入者等からの同意取得に係る  
手続を定め、日常業務の運用において実践していること。
- (2) (略)

Ⅱ－２－２－４ その他【信用購入あっせん業者対象項目】  
(略)

Ⅱ－２－２－４－１ 委託先の管理【信用購入あっせん業者対象項目】

信用購入あっせん業者が信用購入あっせんに係る業務を第三者に委託する際には、委託先を管理及び監督する体制を整備し、適確かつ適正な業務の運営を確保する必要がある。このため、信用

⑦ 社会的身分に関する情報

Ⅱ－２－２－３－２ 特定信用情報の提供等【信用購入あっせん業者対象項目】

信用購入あっせん業者は、支払可能見込額調査の正確性確保の観点から、指定信用情報機関が保有する特定信用情報を利用するとともに、自社が保有する購入者等の信用情報を指定信用情報機関に提供しなければならない。また、信用購入あっせん業者は、購入者等の重要な情報を取り扱うことから、特定信用情報を厳格に管理し、適切に利用しなければならない。

このため、信用購入あっせん業者は、以下の点に留意して、特定信用情報の管理体制を整備しなければならない。

- (1) 特定信用情報の取り扱い、購入者等からの同意取得に係る  
手続を定め、日常業務の運用において実践していること。
- (2) (略)

Ⅱ－２－２－４ その他【信用購入あっせん業者対象項目】  
(略)

Ⅱ－２－２－４－１ 委託先の管理【信用購入あっせん業者対象項目】

信用購入あっせん業者が信用購入あっせんに係る業務を第三者に委託する際には、委託先を管理、監督する体制を整備し、適確かつ適正な業務の運営を確保する必要がある。このため、信用購

購入あっせん業者は、以下の点に留意して委託先の管理を行わなければならない。

(1) ～ (6) (略)

#### II-2-2-4-2 債権管理、契約の解除の制限等【信用購入あっせん業者対象項目】

信用購入あっせんに係る契約において、購入者等による支払の義務が履行されない場合について、割販法では購入者等の利益の保護の観点から、契約解除及び期限の利益の喪失並びに契約解除及び債務不履行に係る損害賠償額を制限している。

このため、信用購入あっせん業者は、債権の取扱い等に関しては、以下の点に留意しなければならない。

(1) ・ (2) (略)

(3) 消費者保護の観点から、購入者等による支払の義務が履行されない場合（契約が解除された場合及び期限の利益喪失の場合を除く。）の遅延損害金については、**割販法**第30条の3第2項及び**割販法**第35条の3の18第2項に規定する額に比べ、消費者契約法（平成12年5月12日法律第61号）第9条第2号に定める額が低い場合には、当該額を上限として請求することが望ましい。（◇）

(4) (略)

#### II-2-2-4-3 犯収法等に係る事項【包括信用購入あっせん業者対象項目】

入あっせん業者は、以下の点に留意して委託先の管理を行わなければならない。

(1) ～ (6) (略)

#### II-2-2-4-2 債権管理、契約の解除の制限等【信用購入あっせん業者対象項目】

信用購入あっせんに係る契約において、購入者等による支払の義務が履行されない場合について、割販法では購入者等の利益の保護の観点から、契約解除及び期限の利益の喪失並びに契約解除及び債務不履行に係る損害賠償額を制限している。

このため、信用購入あっせん業者は、債権の取扱い等に関しては、以下の点に留意しなければならない。

(1) ・ (2) (略)

(3) 消費者保護の観点から、購入者等による支払の義務が履行されない場合（契約が解除された場合及び期限の利益喪失の場合を除く。）の遅延損害金については、法第30条の3第2項及び法第35条の3の18第2項に規定する額に比べ、消費者契約法（平成12年5月12日法律第61号）第9条第2号に定める額が低い場合には、当該額を上限として**として**請求することが望ましい。（◇）

(4) (略)

#### II-2-2-4-3 犯収法等に係る事項【包括信用購入あっせん業者対象項目】

(略)

(1) ~ (6) (略)

(7) 「マネロン・テロ資金供与対策ガイドライン」に記載された措置について、リスクに応じて、社内規則等を定め、これに基づき業務を実施する体制となっていること。

※取引時確認等の措置及び「マネロン・テロ資金供与対策ガイドライン」に記載された措置に関する監督手法・対応

包括信用購入あっせん業者の取引時確認等の措置の履行又はマネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに記載された措置に関する内部管理体制の課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて割販法第40条第3項の規定に基づく報告を求めることを通じて、包括信用購入あっせん業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。また、取引時確認等の措置又は「マネロン・テロ資金供与対策ガイドライン」に記載された措置（リスクに応じた措置）に係る体制整備の観点から重大な問題があると認められる場合には、割販法第34条（第35条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づく改善命令を発出する等の対応を行うものとする。

II-2-2-4-4 その他【信用購入あっせん業者対象項目】  
(略)

II-2-2-5 クレジットカード番号等の適切な管理等

II-2-2-5-1 クレジットカード番号等の適切な管理【クレジットカード番号等取扱業者（加盟店を除

(略)

(1) ~ (6) (略)

(7) 「マネロン・テロ資金供与対策ガイドライン」に記載された措置について、リスクに応じて、社内規則等を定め、これに基づき業務を実施する体制となっていること。

※取引時確認等の措置及び「マネロン・テロ資金供与対策ガイドライン」に記載された措置に関する監督手法・対応

包括信用購入あっせん業者の取引時確認等の措置の履行又はマネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに記載された措置に関する内部管理体制の課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて割販法第40条第3項の規定に基づく報告を求めることを通じて、包括信用購入あっせん業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。また、取引時確認等の措置又は「マネロン・テロ資金供与対策ガイドライン」に記載された措置（リスクに応じた措置）に係る体制整備の観点から重大な問題があると認められる場合には、割販法第33条の5の規定に基づく改善命令を発出する等の対応を行うものとする。

II-2-2-4-4 その他【信用購入あっせん業者対象項目】  
(略)

II-2-2-5 クレジットカード番号等の適切な管理等

II-2-2-5-1 クレジットカード番号等の適切な管理【クレジットカード等購入あっせん業者及び立替

### く。) 対象項目】

クレジットカード番号等は、不正に取り扱われた場合には、利用者等の財産被害に直結し得るものであり、要保護性が高い情報である。また、クレジットカード決済は、クレジットカード会社の他、加盟店、委託先といった多数の事業者がクレジットカード番号等を取り扱うことで成立するものであり、安全なクレジットカード取引環境を維持するためには、これらの関係事業者それぞれがクレジットカード番号等を適切に管理するための措置を講じる必要がある。

これらを踏まえ、クレジットカード番号等取扱業者は、自社が取り扱うクレジットカード番号等の漏えい等の事故を防止するとともに、漏えい等の事故が発生した場合の被害拡大を防止するための措置を講じなければならない。

クレジットカード番号等の適切な管理に関しては、法令においてはセキュリティ確保に不可欠な機能のみを定め、その実現手段及び方法については、各事業者の創意工夫に基づく多様な手法に対してオープンなものとする「性能規定」の考えの下、クレジットカード番号等取扱業者に、必要かつ適切な措置を講ずることを求めている。この「必要かつ適切な措置」については、最新の技術動向等を踏まえて毎年見直しが行われる「クレジットカード・セキュリティガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に掲げられる措置が実務上の指針となるものであり、ガイドラインに掲げる措置又はそれと同等以上の措置を講じている場合には「必要かつ適切な措置」が講じられているものと認められる。また、ク

### 払取次業者対象項目】

クレジットカード番号等は、不正に取り扱われた場合には、利用者等の財産被害に直結し得るものであり、要保護性が高い情報である。また、クレジットカード決済は、クレジットカード会社の他、加盟店、委託先といった多数の事業者がクレジットカード番号等を取り扱うことで成立するものであり、安全なクレジットカード取引環境を維持するためには、これらの関係事業者それぞれがクレジットカード番号等を適切に管理するための措置を講じる必要がある。

これらを踏まえ、クレジットカード等購入あっせん業者及び立替払取次業者は、自社が取り扱うクレジットカード番号等の漏えい等の事故を防止するとともに、漏えい等の事故が発生した場合の被害拡大を防止するための措置を講じなければならない。

クレジットカード番号等の適切な管理に関しては、法令においてはセキュリティ確保に不可欠な機能のみを定め、その実現手段及び方法については、各事業者の創意工夫に基づく多様な手法に対してオープンなものとする「性能規定」の考えの下、クレジットカード等購入あっせん業者及び立替払取次業者に、必要かつ適切な措置を講ずることを求めている。この「必要かつ適切な措置」については、最新の技術動向等を踏まえて毎年見直しが行われる「クレジットカード・セキュリティガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に掲げられる措置が実務上の指針となるものであり、ガイドラインに掲げる措置又はそれと同等以上の措置を講じている場合には「必要かつ適切な措置」が講じられているもの

レジットカード番号等の取扱いを委託している委託先の事業者に対しても、自社が実施するクレジットカード番号等の適切な管理と同等の措置を講じるため指導等を実施することが求められる。

これらを踏まえ、クレジットカード番号等取扱業者は、以下の点に留意してクレジットカード番号等を適切に管理する体制を整備しなければならない。なお、クレジットカード等購入あっせん業者には二月払購入あっせん（マンスリークリア）を業とする者も含まれ、また、マンスリークリア専用のクレジットカード番号等も本項目の対象となる。

(1) ～ (10) (略)

#### II-2-2-5-2 加盟店調査及び措置【クレジットカード番号等取扱契約締結事業者対象項目】

販売店等がクレジットカード決済を行うためには、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者とクレジットカード番号等取扱契約（以下「加盟店契約」という。）を締結することが必須であることから、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者にはクレジットカード加盟店網のゲートキーパーとして、加盟店のクレジットカード番号等の適切な管理、不正利用の防止、消費者トラブル防止の措置の実施状況等について調査することが求められる。なお、クレジットカード会社と加盟店との間に決済代行業者等の中間業者が介在している場合には、加盟店契約の締結及び解除について最終決定権限を有する者がクレジットカード番号等取扱契約

と認められる。また、クレジットカード番号等の取扱いを委託している委託先の事業者に対しても、自社が実施するクレジットカード番号等の適切な管理と同等の措置を講じるため指導等を実施することが求められる。

これらを踏まえ、クレジットカード等購入あっせん業者及び立替払取次業者は、以下の点に留意してクレジットカード番号等を適切に管理する体制を整備しなければならない。なお、クレジットカード等購入あっせん業者には二月払購入あっせん（マンスリークリア）を業とする者も含まれ、また、マンスリークリア専用のクレジットカード番号等も本項目の対象となる。

(1) ～ (10) (略)

#### II-2-2-5-2 加盟店調査及び措置【クレジットカード番号等取扱契約締結事業者対象項目】

販売店等がクレジットカード決済を行うためには、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者とクレジットカード番号等取扱契約（以下「加盟店契約」という。）を締結することが必須であることから、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者にはクレジットカード加盟店網のゲートキーパーとして、加盟店のクレジットカード番号等の適切な管理、不正利用の防止、消費者トラブル防止の措置の実施状況等について調査することが求められる。なお、クレジットカード会社と加盟店との間に決済代行業者等の中間業者が介在している場合には、加盟店契約の締結及び解除について最終決定権限を有する者がクレジットカード番号等取扱契約

約締結事業者に該当することに留意すること。

また、クレジットカード決済システムの信頼性を確保する観点から、加盟店調査の結果等を踏まえ、加盟店に対して必要かつ適切な指導等の措置を実施しなければならない。

これらを踏まえ、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者は、以下の点に留意し、加盟店調査及び措置を実施する体制を整備しなければならない。

#### 1. 加盟店調査及び措置に係る社内体制の整備

(1)～(3) (略)

(4) 購入者等からの苦情について、苦情の内容及び重要性に則した合理的な苦情の類型化の基準を社内規則等に定め、類型化した苦情を加盟店調査の担当部署や加盟店営業部署等の関係部署との間で共有するとともに、重要案件については、経営陣に対して報告をしていること。

(5)～(6) (略)

#### 2. 加盟店調査及び措置

(1)～(3) (略)

(削る)

(削る)

締結事業者に該当することに留意すること。

また、クレジットカード決済システムの信頼性を確保する観点から、加盟店調査の結果等を踏まえ、加盟店に対して必要かつ適切な指導等の措置を実施しなければならない。

これらを踏まえ、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者は、以下の点に留意し、加盟店調査及び措置を実施する体制を整備しなければならない。

#### 1. 加盟店調査及び措置に係る社内体制の整備

(1)～(3) (略)

(4) 購入者等からの苦情について、苦情の内容、重要性に則した合理的な苦情の類型化の基準を社内規則等に定め、類型化した苦情を加盟店調査の担当部署や加盟店営業部署等の関係部署との間で共有するとともに、重要案件については、経営陣に対して報告をしていること。

(5)～(6) (略)

#### 2. 加盟店調査及び措置

(1)～(3) (略)

(4) 基本的事項、取扱商材に変更があった場合に加盟店がクレジットカード番号等取扱契約締結事業者に報告する旨を加盟店契約に規定する等、基本的事項等の変更を把握するための措置を講じていること。

(5) 加盟店契約締結後の定期的な調査（以下「定期調査」という。）について、基本的事項及び取扱商材に関しては、1年に1度を目安として実施頻度を定めて運用しているこ

(4) 加盟店契約締結後の定期的な調査（以下「定期調査」という。）のうち、割販法省令第133条の7第2項に定める調査については、当該調査の前、最後に実施した定期調査等により確認した当該加盟店が実施する措置の基準の適合状況等を踏まえ実施頻度を定めて運用していること。

(5) 定期調査のうち、割販法省令第133条の7第3項に定める調査については、自社で把握する加盟店に対する購入者等の利益の保護に欠ける行為に係る苦情の発生状況を踏まえ、実施頻度及び調査方法を定めて運用していること。

(6) 定期調査のうち、割販法省令第133条の7第4項に定める調査については、自社で把握する加盟店の漏えい等の事故又は不正利用の発生状況に鑑み、漏えい等の事故又は不正利用の防止措置の実施状況、取引の種類及び取扱商材に関する情報等を踏まえた危険性の程度を判断し、実施頻度及び調査方法を定めて運用していること。

(7) 割販法第35条の17の8第3項に基づいて必要に応じて行う調査（以下「随時調査」という。）のうち、割販法省令第133条の8第1号に定める事項の調査については、基本的事項又は取扱商材に変更があった場合に加盟店がクレジットカード番号等取扱契約締結事業者に報告する旨を加盟店契約に規定する方法その他の適切な方法により、基本的事項又は取扱商材の変更を把握するための措置を講じていること。

(8) 随時調査のうち、割販法省令第133条の8第2号から第6号までに定める事項の調査については、調査を実施す

と。

(6) 割販法省令第133条の7第3項に定める調査については、当該調査の前、最後に実施した定期調査等により確認した当該加盟店が実施する措置の基準の適合状況等を踏まえ実施頻度を定めて運用していること。

(7) 割販法省令第133条の7第4項に定める調査については、自社で把握する加盟店に対する購入者等の利益の保護に欠ける行為に係る苦情の発生状況を踏まえ、実施頻度及び調査方法を定めて運用していること。

(8) 割販法省令第133条の7第5項に定める調査については、自社で把握する加盟店の漏えい等の事故又は不正利用の発生状況に鑑み、漏えい等の事故又は不正利用の防止措置の実施状況、取引の種類及び取扱商材に関する情報等を踏まえた危険性の程度を判断し、実施頻度及び調査方法を定めて運用していること。

(新設)

(9) 漏えい等の事故の発生又はそのおそれ、不正利用の発生、購入者等の利益の保護に欠ける行為に係る苦情が発生

る基準を定め、当該基準に応じて実施していること。

(9) ~ (11) (略)

#### II-2-2-5-3 委託先の管理【クレジットカード番号等取扱契約締結事業者対象項目】

クレジットカード番号等取扱契約締結事業者が、加盟店契約の締結に係る業務又は加盟店調査を第三者に委託する場合には、委託先を管理及び監督する体制を整備し、当該業務の適確かつ適正な運営を確保する必要がある。このため、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者は、以下の点に留意して委託先の管理を行わなければならない

(1) ~ (2) (略)

(3) 委託先との契約等において、委託先が法令違反を行った場合、委託元であるクレジットカード番号等取扱契約締結事業者に報告することを定めていること。

(4) ~ (5) (略)

#### II-2-2-5-4 クレジットカード番号等の管理【クレジットカード番号等取扱契約締結事業者対象項目】

割販法第35条の17の9に規定する「クレジットカード番号等取扱契約の締結に係る業務に関して取得したクレジットカード番号等に関する情報」とは、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者が加盟店契約の締結に係る業務を実施するに当たって取

した場合の調査（以下「随時調査」という。）について、  
調査を実施する基準を定め、当該基準に応じて実施していること。

(10) ~ (12) (略)

#### II-2-2-5-3 委託先の管理【クレジットカード番号等取扱契約締結事業者対象項目】

クレジットカード番号等取扱契約締結事業者が、加盟店契約の締結に係る業務又は加盟店調査を第三者に委託する場合には、委託先を管理、監督する体制を整備し、当該業務の適確かつ適正な運営を確保する必要がある。このため、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者は、以下の点に留意して委託先の管理を行わなければならない。

(1) ~ (2) (略)

(3) 委託先との契約等において、委託先が法令違反等を行った場合、委託元であるクレジットカード番号等取扱契約締結事業者に報告することを定めていること。

(4) ~ (5) (略)

#### II-2-2-5-4 クレジットカード番号等の管理【クレジットカード番号等取扱契約締結事業者対象項目】

法第35条の17の9に規定する「クレジットカード番号等取扱契約の締結に係る業務に関して取得したクレジットカード番号等に関する情報」とは、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者が加盟店契約の締結に係る業務を実施するに当たって取得し

得した購入者等のクレジットカード番号等に加え、当該クレジットカード番号等に付随した購入者等の個人情報（氏名、住所等）、購買情報（購入日時、場所及び購入時のサイン情報等）（以下「購入者等情報」という。）が含まれる。このため、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者は、クレジットカード番号等及び購入者等情報の漏えい等の事故を防止するための安全管理措置、従業員の監督を実施しなければならない。また、当該情報を第三者に委託する場合には、委託先による当該情報の取扱いについて監督する必要がある。

したがって、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者は、以下の点に留意し、クレジットカード番号等及び購入者等の個人情報の漏えい等の事故を防止するための措置を講じるための体制を整備しなければならない。

#### 1. クレジットカード番号等の取扱い (略)

#### 2. 購入者等情報の取扱い

(1) (略)

(2) 個人情報保護法及び保護法ガイドラインに基づく情報の取扱基準を定め、日常業務の運営において実践していること。

(3) 情報の漏えい及び目的外利用を防止するための情報管理体制の整備及び運用手順が整備されていること。

(4) 購入者等の情報の管理及び取扱いを委託する場合は、委

た購入者等のクレジットカード番号等に加え、当該クレジットカード番号等に付随した購入者等の個人情報（氏名、住所等）、購買情報（購入日時、場所及び購入時のサイン情報等）（以下「購入者等情報」という。）が含まれる。このため、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者は、クレジットカード番号等及び購入者等情報の漏えい等の事故を防止するための安全管理措置、従業員の監督を実施しなければならない。また、当該情報を第三者に委託する場合には、委託先による当該情報の取扱いについて監督する必要がある。

したがって、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者は、以下の点に留意し、クレジットカード番号等及び購入者等の個人情報の漏えい等の事故を防止するための措置を講じるための体制を整備しなければならない。

#### 1. クレジットカード番号等の取扱い (略)

#### 2. 購入者等情報の取扱い

(1) (略)

(2) 個人情報保護法、保護法ガイドラインに基づく情報の取扱基準を定め、日常業務の運営において実践していること。

(3) 情報の漏えい、目的外利用を防止するための情報管理体制の整備、運用手順が整備されていること。

(4) 購入者等の情報の管理及び取扱いを委託する場合は、委

託先が上記（２）と同等の水準の安全管理措置及び従業員の監督等を実施することを定めていること。また、委託先の監督に係る基準や手続を定め、日常業務の運営において実践していること。

（５）情報の漏えい又は目的外利用が発生した場合における関係企業、漏えい対象者及び行政への連絡体制を整備し、役職員に周知徹底していること。

（６）（略）

#### Ⅱ－２－２－５－５ 加盟店におけるクレジットカード番号等の適切な管理等

（略）

#### Ⅱ－３ 監督の手法

（略）

#### Ⅱ－３－１ 情報収集

##### Ⅱ－３－１－１ 事情聴取等

（略）

##### Ⅱ－３－１－２ 報告徴収・物件提出命令、立入検査

##### Ⅱ－３－１－２－１ 法令違反の事実確認

（略）

##### Ⅱ－３－１－２－２ 改善命令、改善指摘の履行状況の確認

託先が上記（２）と同等の水準の安全管理措置、従業員の監督等を実施することを定めていること。また、委託先の監督に係る基準や手続を定め、日常業務の運営において実践していること。

（５）情報の漏えい、目的外利用が発生した場合における関係企業、漏えい対象者、行政への連絡体制を整備し、役職員に周知徹底していること。

（６）（略）

#### Ⅱ－２－２－５－５ 加盟店におけるクレジットカード番号等の適切な管理等

（略）

#### Ⅱ－３ 監督の手法

（略）

#### Ⅱ－３－１ 情報収集

##### Ⅱ－３－１－１ 事情聴取等

（略）

##### Ⅱ－３－１－２ 報告徴収・物件提出命令、立入検査

##### Ⅱ－３－１－２－１ 法令違反の事実確認

（略）

##### Ⅱ－３－１－２－２ 改善命令、改善指摘の履行状況の確認

(略)

### Ⅱ-3-1-3 立入検査

(略)

### Ⅱ-3-2 監督上の措置

#### Ⅱ-3-2-1 行政処分

##### Ⅱ-3-2-1-1 行政処分の定義

本基本方針において「行政処分」とは、包括信用購入あっせん業者、個別信用購入あっせん業者、クレジットカード番号等取扱業者（加盟店を除く。）及びクレジットカード番号等取扱契約締結事業者に対する行政手続法第2条第4号に規定する不利益処分であり、具体的には以下のとおり定義する。

(1) 「改善命令」とは、以下の処分をいう。

- ① 割販法第30条の5の3第1項の規定に基づく包括信用購入あっせん業者 (認定包括信用購入あっせん業者及び登録少額包括信用購入あっせん業者を除く。) への改善命令
- ② 割販法第30条の6第1項の規定に基づく認定包括信用購入あっせん業者への改善命令
- ③ 割販法第34条の規定に基づく登録包括信用購入あっせん業者への改善命令
- ④ 割販法第35条の2の8第1項の規定に基づく登録少額包括信用購入あっせん業者への改善命令
- ⑤ 割販法第35条の3において読み替えて準用する割販法第34条の規定に基づく登録少額包括信用購入あっせん業者へ

(略)

### Ⅱ-3-1-3 立入検査

(略)

### Ⅱ-3-2 監督上の措置

#### Ⅱ-3-2-1 行政処分

##### Ⅱ-3-2-1-1 行政処分の定義

本基本方針において「行政処分」とは、包括信用購入あっせん業者、個別信用購入あっせん業者、クレジットカード等購入あっせん業者、立替払取次業者及びクレジットカード番号等取扱契約締結事業者に対する行政手続法第2条第4号に規定する不利益処分であり、具体的には以下のとおり定義する。

(1) 「改善命令」とは、以下の処分をいう。

- ① 割販法第30条の5の3第1項の規定に基づく包括信用購入あっせん業者への改善命令  
(新設)
- ② 割販法第33条の5の規定に基づく登録包括信用購入あっせん業者への改善命令  
(新設)
- (新設)

の改善命令

⑥・⑦ (略)

⑧ 割販法第35条の17の規定に基づくクレジットカード番号等取扱業者への改善命令

⑨ 割販法第35条の17の10の規定に基づくクレジットカード番号等取扱契約締結事業者への改善命令

(2) 「認定取消し」とは、割販法第30条の5の4第5項の規定に基づく認定包括信用購入あっせん業者に対する認定の取消しをいう。

(3) 「業務停止命令」とは、以下の処分をいう。

① 割販法第34条の2第2項の規定に基づく登録包括信用購入あっせん業者に対する業務停止命令

② 割販法第35条の2の14第2項の規定に基づく登録少額包括信用購入あっせん業者に対する業務停止命令

③ 割販法第35条の3の32第2項の規定に基づく登録個別信用購入あっせん業者に対する業務停止命令

(削る)

(4) 「登録取消し」とは、以下の処分をいう。

①・② (略)

③ 割販法第35条の2の14第1項の規定に基づく登録少額包括信用購入あっせん業者の登録の取消し

④ 割販法第35条の2の14第2項の規定に基づく登録少額包括信用購入あっせん業者の登録の取消し

③・④ (略)

⑤ 割販法第35条の17の規定に基づくクレジットカード等購入あっせん業者又は立替払取次業者への改善命令

⑥ 割販法第35条の17の10の規定に基づくクレジットカード番号等取扱契約締結事業者への改善命令

(新設)

(2) 「業務停止命令」とは、割販法第35条の3の32第2項の規定に基づく登録個別信用購入あっせん業者に対する業務停止命令をいう。

(新設)

(新設)

(新設)

(3) 「カード等交付等禁止命令」とは、割販法第34条第1項の規定に基づくカード等の交付の禁止に係る命令をいう。

(4) 「登録取消し」とは、以下の処分をいう。

①・② (略)

(新設)

(新設)

⑤～⑧ (略)

### II-3-2-1-2 行政処分の基準

経済産業省本省及び主管局担当課は、事情聴取、報告徴収及び検査等の監督手段を用い情報収集をし、当該情報を分析し、業務改善等の必要性を検討した結果、法令違反行為を確認し、業務の改善等を求める必要がある場合には、行政処分を講じることとし、その判断に当たっては、「割賦販売法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について(平成21年9月15日付平成21・09・08商第4号)」及び割賦販売法に基づく主管局長の処分に係る審査基準等について(以下「審査基準」と総称する。)に規定する以下(II-3-2-1-3、II-3-2-1-4及びII-3-2-1-5)の基準に従うものとする。その際、「重大性又は悪質性の有無等の観点」とは、主に以下の(1)から(3)に掲げる事項のことを意味するものとする。

(1)～(3) (略)

### II-3-2-1-3 包括信用購入あっせん業者に対する行政処分

#### (1) 改善命令(割販法第30条の5の3)

割販法第30条の5の3第1項の規定に基づく包括信用購入あっせん業者(認定包括信用購入あっせん業者及び登録少額包括信用購入あっせん業者を除く。)への改善命令に係る処分基準は、同項の規定を基本としつつ、重大性又は悪質性の有無等

③～⑥ (略)

### II-3-2-1-2 行政処分の基準

経済産業省本省及び主管局担当課は、事情聴取、報告徴収及び検査等の監督手段を用い情報収集をし、当該情報を分析し、業務改善等の必要性を検討した結果、法令違反行為を確認し、業務の改善等を求める必要がある場合には、行政処分を講じることとし、その判断に当たっては、「割賦販売法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について(平成21年9月15日付平成21・09・08商第4号)」及び割賦販売法に基づく主管局長の処分に係る審査基準等について(以下「審査基準」と総称する。)に規定する以下(II-3-2-1-3 及び II-3-2-1-4)の基準に従うものとする。その際、「重大性又は悪質性の有無等の観点」とは、主に以下の(1)から(3)に掲げる事項のことを意味するものとする。

(1)～(3) (略)

### II-3-2-1-3 包括信用購入あっせん業者に対する行政処分

#### (1) 改善命令(割販法第30条の5の3)

割販法第30条の5の3第1項の規定に基づく包括信用購入あっせん業者への改善命令に係る処分基準は、同条の規定を基本としつつ、重大性又は悪質性の有無等の観点から総合的に勘案して判断するものとする。

の観点から総合的に勘案して判断するものとする。

なお、割販法第30条の2の2本文の規定に違反しているか否かの判断のうち、支払可能見込額の算定に係る判断については、審査基準別紙3を基本とするものとする。

また、割販法第30条の5の2の規定に違反していると認めるときとは、審査基準別紙2の1.の(4)、(5)又は2.の(1)に定める体制に基づき業務を運営していない場合とする。

#### (2) 認定取消し(割販法第30条の5の4第5項)

割販法第30条の5の4第5項第1号の規定に基づく認定包括信用購入あっせん業者の認定取消しに係る処分基準は、同条第1項第1号に係るものについては審査基準別紙5を、同項第2号に係るものについては審査基準別紙2を基本としつつ、消費者保護等の観点から総合的に勘案して判断するものとする。

同条第5項第2号については、審査基準別紙6を基本としつつ、消費者保護等の観点から総合的に勘案して判断するものとする。

同項第3号及び第4号については、これらの号の規定を基本としつつ、重大性又は悪質性の有無等の観点から総合的に勘案して判断するものとする。

#### (3) 改善命令(割販法第30条の6)

割販法第30条の6第1項の規定に基づく認定包括信用購入あっせん業者への改善命令に係る処分基準は、同項の規定を基本としつつ、重大性又は悪質性の有無等の観点から総合的に勘案して判断するものとする。

なお、割販法第30条の5の5第1項本文の規定に違反して

なお、割販法第30条の2の2本文の規定に違反しているか否かの判断のうち、支払可能見込額の算定に係る判断については、審査基準別紙3を基本とするものとする。

また、割販法第30条の5の2の規定に違反していると認めるときとは、審査基準別紙2の1.の(3)、(4)又は2.の(1)に定める体制に基づき業務を運営していない場合とする。

(新設)

(新設)

いるか否かの判断のうち、認定包括信用購入あっせん業者の延滞率に係る判断については、審査基準別紙7を基本とするものとする。

また、割販法第30条の5の2の規定に違反していると認めるときは、審査基準別紙2の1.の(4)、(5)又は2.の(1)に定める体制のとおり業務を運営していない場合とする。

**(4) 改善命令 (割販法第34条)**

割販法第34条の規定に基づく登録包括信用購入あっせん業者への改善命令に係る処分基準は、審査基準別紙2の1.及び2.に定める要件を満たしていないことを基本としつつ、重大性又は悪質性の有無等を勘案して総合的に判断するものとする。

(削る)

(5) (略)

**(6) 登録取消し (割販法第34条の2第2項)**

割販法第34条の2第2項の規定に基づく登録包括信用購入あっせん業者の登録取消しに係る処分基準は、同項各号のいずれかに該当し、かつ、重大性又は悪質性が相当程度に認められ、業務を継続させるのが適当でないと認められることとする。

**(7) 業務停止命令 (割販法第34条の2第2項)**

**(2) 改善命令 (割販法第33条の5)**

割販法第33条の5の規定に基づく登録包括信用購入あっせん業者への改善命令に係る処分基準は、審査基準別紙2の2.に定める要件を満たしていないことを基本としつつ、重大性又は悪質性の有無等を勘案して総合的に判断するものとする。

**(3) カード等交付等禁止命令 (割販法第34条第1項)**

割販法第34条第1項の規定に基づくカード等の交付等の禁止については、同項に規定する禁止の基準に該当することを確認した上で、加盟店の保護の必要性の有無を勘案して判断するものとする。

(4) (略)

**(5) 登録取消し (割販法第34条の2第2項)**

割販法第34条の2第2項の規定に基づく登録包括信用購入あっせん業者の登録取消しに係る処分基準は、同項の規定を基本としつつ、重大性又は悪質性の有無等を勘案して総合的に判断するものとする。

(新設)

割販法第34条の2第2項の規定に基づく登録包括信用購入あっせん業者への業務停止命令に係る処分基準は、同項各号のいずれかに該当する場合において、重大性又は悪質性の有無等の観点から、当該事業者の業務の改善に係る取組に一定期間を要し、業務改善に専念・集中させる必要があるか、業務を継続させることが適当かどうかを検討して判断するものとする。

**(8) 改善命令（割販法第35条の2の8）**

割販法第35条の2の8第1項の規定に基づく登録少額包括信用購入あっせん業者への改善命令に係る処分基準は、同項の規定を基本としつつ、重大性又は悪質性の有無等の観点から総合的に勘案して判断するものとする。

なお、登録少額包括信用購入あっせん業者の延滞率に関して、割販法第35条の2の4第1項本文の規定に違反しているか否かの判断については、審査基準別紙7を基本とするものとする。

また、割販法第30条の5の2の規定に違反していると認めるときとは、別紙2の1.の(4)、(5)又は2.の(1)に定める体制のとおり業務を運営していない場合とする。

**(9) 登録取消し（割販法第35条の2の14第1項）**

割販法第35条の2の14第1項の規定に基づく登録少額包括信用購入あっせん業者の登録取消しについては、同項に規定する登録取消しの基準に該当することを確認した場合には、登録少額包括信用購入あっせん業者の登録を取り消すこととする。

同項第2号の規定による登録少額包括信用購入あっせん業者

(新設)

(新設)

<p><u>への登録取消しに係る処分基準は、審査基準別紙6を基本としつつ、消費者保護等の観点から総合的に勘案して判断するものとする。</u></p>	(新設)
<p><u>(10) 登録取消し(割販法第35条の2の14第2項)</u></p> <p><u>割販法第35条の2の14第2項の規定に基づく登録少額包括信用購入あっせん業者の登録取消しに係る処分基準は、同項各号のいずれかに該当し、かつ、重大性又は悪質性が相当程度に認められ、業務を継続させるのが適当でないことと認められることとする。</u></p>	(新設)
<p><u>(11) 業務停止命令(割販法第35条の2の14第2項)</u></p> <p><u>割販法第35条の2の14第2項の規定による登録少額包括信用購入あっせん業者への業務停止命令に係る処分基準は、同項各号のいずれかに該当する場合において、重大性又は悪質性の有無等の観点から、当該事業者の業務の改善に係る取組に一定期間を要し、業務改善に専念・集中させる必要があるか、業務を継続させることが適当かどうかを検討して判断するものとする。</u></p>	(新設)

しつつ、重大性又は悪質性の有無等の観点から総合的に勘案して判断するものとする。

また、同号イに係るものについては、審査基準別紙5に定める要件を満たしていないことを基本としつつ、消費者保護の観点から総合的に勘案して判断するものとする。

#### Ⅱ－3－2－1－4 個別信用購入あっせん業者に対する行政処分

##### (1) 改善命令（割販法第35条の3の21）

割販法第35条の3の21第1項の規定に基づく個別信用購入あっせん業者への改善命令に係る処分基準は、同項の規定を基本としつつ、重大性又は悪質性の有無等を勘案して総合的に判断するものとする。

なお、割販法第35条の3の4本文の規定に違反しているか否かの判断のうち、支払可能見込額の算定に係る判断については、審査基準別紙3を基本とするものとする。また、割販法第35条の3の20の規定に違反していると認めるときは、審査基準別紙2の1.の(4)、(5)又は3.の(2)に定める体制に基づき業務を運営していない場合とする。

(2)～(4) (略)

##### (5) 業務停止命令（割販法第35条の3の32第2項）

割販法第35条の3の32第2項の規定に基づく登録個別信用購入あっせん業者への業務停止命令に係る処分基準は、同項各号のいずれかに該当する場合において、重大性又は悪質性の有無等の観点から、当該事業者の業務の改善に係る取組に一定期間を

#### Ⅱ－3－2－1－4 個別信用購入あっせん業者に対する行政処分

##### (1) 改善命令（割販法第35条の3の21）

割販法第35条の3の21第1項の規定に基づく個別信用購入あっせん業者への改善命令に係る処分基準は、同項の規定を基本としつつ、重大性又は悪質性の有無等を勘案して総合的に判断するものとする。

なお、割販法第35条の3の4本文の規定に違反しているか否かの判断のうち、支払可能見込額の算定に係る判断については、審査基準別紙3を基本とするものとする。また、割販法第35条の3の20の規定に違反していると認めるときは、審査基準別紙2の1.の(3)、(4)又は3.の(2)に定める体制に基づき業務を運営していない場合とする。

(2)～(4) (略)

##### (5) 業務停止命令（割販法第35条の3の32第2項）

割販法第35条の3の32第2項の規定に基づく登録個別信用購入あっせん業者への業務停止命令に係る処分基準は、同項各号のいずれかに該当し、かつ、重大性又は悪質性の有無等の観点から、当該事業者の業務の改善に係る取組に一定期間を要すると

要し、業務改善に専念・集中させる必要があるか、業務を継続させることが適当かどうかを検討して判断するものとする。

II-3-2-1-5 クレジットカード番号等取扱業者(加盟店を除く。) 又はクレジットカード番号等取扱契約締結事業者に対する行政処分

(1) 改善命令(割販法第35条の17)

割販法第35条の17の規定に基づくクレジットカード番号等取扱業者への改善命令に係る処分基準は、割販法第35条の16の規定に基づく割販法省令で定める基準に適合していないと認められる場合において、重大性又は悪質性の有無等を勘案して総合的に判断するものとする。

(2) 改善命令(割販法第35条の17の10)

割販法第35条の17の10に基づくクレジットカード番号等取扱契約締結事業者への改善命令に係る処分基準は、審査基準別紙2の4. に定める要件を満たしていないこと、又は同条の規定を**基本**としつつ、重大性又は悪質性の有無等の観点から総合的に勘案して判断するものとする。なお、割販法第35条の17の9の規定に違反していると認めるときは、審査基準別紙2の4. の(2)又は(3)に定める体制に基づき業務を運営していない場合とする。

(3)・(4) (略)

認められることとする。

なお、業務停止期間については、過去の処分事例や貸金業法その他類似の法律における処分事例等を参考としつつ、重大性又は悪質性の有無等を勘案して総合的に判断するものとする。

II-3-2-1-5 クレジットカード等購入あっせん業者、立替払取扱業者 又はクレジットカード番号等取扱契約締結事業者に対する行政処分

(1) 改善命令(割販法第35条の17)

割販法第35条の17の規定に基づくクレジットカード等購入あっせん業者又は立替払取扱業者への改善命令に係る処分基準は、割販法第35条の16の規定に基づく割販法省令で定める基準に適合していないと認められる場合において、重大性又は悪質性の有無等を勘案して総合的に判断するものとする。

(2) 改善命令(割販法第35条の17の10)

割販法第35条の17の10に基づくクレジットカード番号等取扱契約締結事業者への改善命令に係る処分基準は、審査基準別紙2の4. に定める要件を満たしていないこと、又は同条の規定を基としつつ、重大性又は悪質性の有無等の観点から総合的に勘案して判断するものとする。なお、割販法第35条の17の9の規定に違反していると認めるときは、審査基準別紙2の4. の(2)又は(3)に定める体制に基づき業務を運営していない場合とする。

(3)・(4) (略)

## Ⅱ-3-2-1-6 行政処分に係る事務処理

### (1) 行政手続法等に基づく手続

- ① 認定取消し、登録取消し、業務停止命令及び改善命令の処分に先立ち、下記の手順において、行政手続法、経済産業省聴聞手続規則（平成6年通商産業省令第62号）、割販法第43条、割販法省令第139条の規定等に基づく聴聞を行う。  
ア)～エ)（略）
- ② 改善命令が発出されるに先立って、下記の手順において、行政手続法に基づく弁明の機会の付与を行う。  
ア)～ウ)（略）

### (2)（略）

### (3) 行政処分の公表

認定取消し、登録取消し、業務停止命令及び改善命令に係る処分通知書の交付が行われたときは、原則として、主管局のホームページにおいて行政処分の内容等を公表する。なお、公表内容には、原則として、次の事項を掲載するものとする。  
ア)～カ)（略）

### (4) 行政処分の公示

登録取消し及び業務停止命令の処分が行われたときは、割販法第34条の4（第35条の3において読み替えて準用する場合を含む。）、割販法第35条の3の35において準用する割販法第24条の規定又は割販法第35条の17の13の規定により官報公示を行う。

## Ⅱ-3-2-1-6 行政処分に係る事務処理

### (1) 行政手続法等に基づく手続

- ① 登録取消し、業務停止命令、カード等交付等禁止命令及び改善命令の処分に先立ち、下記の手順において、行政手続法、経済産業省聴聞手続規則（平成6年通商産業省令第62号）、割販法第43条、割販法省令第139条の規定等に基づく聴聞を行う。  
ア)～エ)（略）
- ② 改善命令が発出されるに先だって、下記の手順において、行政手続法に基づく弁明の機会の付与を行う。  
ア)～ウ)（略）

### (2)（略）

### (3) 行政処分の公表

登録取消し、業務停止命令、カード等交付等禁止命令及び改善命令に係る処分通知書の交付が行われたときは、原則として、主管局のホームページにおいて行政処分の内容等を公表する。上記なお、公表内容には、原則として、次の事項を掲載するものとする。  
ア)～カ)（略）

### (4) 行政処分の公示

① 登録取消し、業務停止命令及びカード等交付等禁止命令の処分が行われたときは、割販法第35条の3若しくは割販法第35条の3の35において準用する割販法第24条の規定又は割販法第35条の17の13の規定により官報公示を行う。

(削る)

### (5) 行政処分の発効

① 認定取消し、登録取消し及び業務停止命令の執行に当たっては、当該行政処分による消費者その他関係者への影響等を必要最小限に抑制する観点から、行政処分が発効する日は、以下のとおりとする。ただし、消費者保護の観点から必要と認められる場合は、行政処分の発効までの期間を短縮又は延長することがある。

ア) 認定取消し及び登録取消しは、行政処分通知書の交付日の翌日から起算して概ね1月後の日から発効させるものとする。

イ) 業務停止命令は、行政処分通知書の交付日の翌日から起算して、概ね2週間後の日から発効させるものとする。

② (略)

(6) ~ (7) (略)

### II-3-2-2 行政指導

II-3-2-2-1 行政指導を行う際の留意点  
(略)

II-3-2-2-2 行政指導の方式  
(略)

② 割販法第34条第2項において準用する割販法第20条第2項の規定によりカード等交付等禁止命令を取り消すときは、割販法第24条の規定により上記官報公示を行う。

### (5) 行政処分の発効

① 登録取消し、業務停止命令及びカード等交付等禁止命令の執行に当たっては、当該行政処分による消費者その他関係者への影響等を必要最小限に抑制する観点から、行政処分が発効する日は、以下のとおりとする。ただし、消費者保護の観点から必要と認められる場合は、行政処分の発効までの期間を短縮又は延長することがある。

ア) 登録取消しは、行政処分通知書の交付日の翌日から起算して概ね1月後の日から発効させるものとする。

イ) カード等交付等禁止命令又は業務停止命令は、行政処分通知書の交付日の翌日から起算して、概ね2週間後の日から発効させるものとする。

② (略)

(6) ~ (7) (略)

### II-3-2-2 行政指導

II-3-2-2-1 行政指導を行う際の留意点  
(略)

II-3-2-2-2 行政指導の方式  
(略)

<p>第3章 信用購入あっせん業者等に対する検査</p> <p>Ⅲ－1 本章の趣旨 (略)</p> <p>Ⅲ－2 検査官の行動規範 (略)</p> <p>Ⅲ－2－1 国民に対する使命 (略)</p> <p>Ⅲ－2－2 検査過程の検証 (略)</p> <p>Ⅲ－2－3 信頼の醸成 (略)</p> <p>Ⅲ－2－4 自己研鑽 (略)</p> <p>Ⅲ－3 検査に係る基本事項</p> <p>Ⅲ－3－1 検査基本計画の策定 (略)</p> <p>Ⅲ－3－2 検査の方法</p> <p>Ⅲ－3－2－1 立入検査の種類</p>	<p>第3章 信用購入あっせん業者等に対する検査</p> <p>Ⅲ－1 本章の趣旨 (略)</p> <p>Ⅲ－2 検査官の行動規範 (略)</p> <p>Ⅲ－2－1 国民に対する使命 (略)</p> <p>Ⅲ－2－2 検査過程の検証 (略)</p> <p>Ⅲ－2－3 信頼の醸成 (略)</p> <p>Ⅲ－2－4 自己研鑽 (略)</p> <p>Ⅲ－3 検査に係る基本事項</p> <p>Ⅲ－3－1 検査基本計画の策定 (略)</p> <p>Ⅲ－3－2 検査の方法</p> <p>Ⅲ－3－2－1 立入検査の種類</p>
---	---

- (1) (略)
- (2) 定期検査とは、法令等遵守体制、財務状況等の適切性及び被検査者の実態を総合的かつ定期的又は必要に応じて検証するものをいう。ただし、具体的に問題が発生している場合は、特定の分野及び事項に焦点を絞ることもあり得る。
- (3) (略)

### Ⅲ－３－２－２ 検査対象及び検査における留意点

- (1) 定期検査においては、検査基本方針に基づき、下記被検査者(①から⑧まで)のうち、財務要件(純資産比率等)に懸念がある者(①から⑥までに限る。)、認定割賦販売協会に未加入の者(信用購入あっせん業者に限る。)、立入検査を過去実施していない者、前回検査から長期間経過している者、前回検査に関して改善報告書を提出した事業者のうち改善内容の確認が必要な者等に対し、登録取消し要件の該当の有無、要改善事項の有無等について調査するものとする。なお、①及び③については、犯収法に基づく検査も併せて行うものとする。
  - ①・② (略)
  - ③ 登録少額包括信用購入あっせん業者
  - ④ 登録少額包括信用購入あっせん業者の委託先(③と組合せて実施)
  - ⑤・⑥ (略)
  - ⑦ クレジットカード番号等取扱業者(加盟店を除く。)
  - ⑧ クレジットカード番号等取扱契約締結事業者
- (2) 機動検査においては、下記検査対象者(①から⑦)に対す

- (1) (略)
- (2) 定期検査とは、法令等遵守体制、財務状況等の適切性及び被検査者の実態を総合的かつ定期的に検証するものをいう。ただし、具体的に問題が発生している場合は、特定の分野及び事項に焦点を絞ることもあり得る。
- (3) (略)

### Ⅲ－３－２－２ 検査対象及び検査における留意点

- (1) 定期検査においては、検査基本方針に基づき、下記被検査者(①から⑤)のうち、財務要件(純資産比率等)に懸念がある者(①から④に限る。)、認定割賦販売協会に未加入の者(信用購入あっせん業者に限る。)、立入検査を過去実施していない者、前回検査から長期間経過している者、前回検査に関して改善報告書を提出した事業者のうち改善内容の確認が必要な者等に対し、登録取消し要件の該当の有無、要改善事項の有無等について調査するものとする。なお、①については、犯収法に基づく検査も併せて行うものとする。
  - ①・② (略)
  - (新設)
  - (新設)
  - ③・④ (略)
  - (新設)
  - ⑤ 登録クレジットカード番号等取扱契約締結事業者
- (2) 機動検査においては、下記検査対象者(①から⑦)に対す

る調査を行う。特に、④については③との組合せとなるため、基本的に特商法に基づく検査と連携を図りながら行うものとする。

①～④（略）

⑤ クレジットカード番号等取扱業者（加盟店を除く。）  
（削る）

⑥ クレジットカード番号等取扱契約締結事業者  
（3）（略）

Ⅲ－3－2－3 立入検査の方式  
（略）

Ⅲ－3－2－4 立入検査の体制  
（略）

Ⅲ－3－2－5 立入検査の期間  
（略）

Ⅲ－3－3 検査実施手続

Ⅲ－3－3－1 立入検査開始前

Ⅲ－3－3－1－1 立入検査の通告  
（略）

Ⅲ－3－3－1－2 立入検査に係る通知

通告を行う場合は、主管局担当課等と被検査者双方の準備

る調査を行う。特に、④については③との組合せとなるため、基本的に特商法に基づく検査と連携を図りながら行うものとする。

①～④（略）

⑤ クレジットカード等購入あっせん業者

⑥ 立替払取次業者

⑦ クレジットカード番号等取扱契約締結事業者  
（3）（略）

Ⅲ－3－2－3 立入検査の方式  
（略）

Ⅲ－3－2－4 立入検査の体制  
（略）

Ⅲ－3－2－5 立入検査の期間  
（略）

Ⅲ－3－3 検査実施手続

Ⅲ－3－3－1 立入検査開始前

Ⅲ－3－3－1－1 立入検査の通告  
（略）

Ⅲ－3－3－1－2 立入検査に係る通知

通告を行う場合は、主管局担当課と被検査者双方の準備が

が可能となる立入検査予定日を被検査者に通知するものとする。また、当該通知の際には、立入検査通知書を被検査者に交付するものとする。なお、立入検査通知書の交付後、検査予定日の追加が必要となった場合には、追加日に係る立入検査通知書を別途交付するものとする。ただし、被検査者が当該通知書の交付を不要とした場合は、この限りではない。また、検査官は、やむを得ない事情等により、検査の実施が困難になったと認められる場合等には、立入検査予定日を変更し、又は検査を中止することができる。

**Ⅲ－３－３－１－３ 立入検査に係る準備依頼**  
(略)

**Ⅲ－３－３－２ 立入検査中**

**Ⅲ－３－３－２－１ 立入検査の開始**  
(略)

**Ⅲ－３－３－２－２ 外部監査結果の活用等**  
(略)

**Ⅲ－３－３－２－３ 立入検査における徴求資料**  
(略)

**Ⅲ－３－３－２－４ 立入検査事実確認書の取り交わし**  
(略)

可能となる立入検査予定日を被検査者に通知するものとする。また、当該通知の際には、立入検査通知書を被検査者に交付するものとする。なお、立入検査通知書の交付後、検査予定日の追加が必要となった場合には、追加日に係る立入検査通知書を別途交付するものとする。ただし、被検査者が当該通知書の交付を不要とした場合は、この限りではない。また、検査官は、やむを得ない事情等により、検査の実施が困難になったと認められる場合等には、立入検査予定日を変更し、又は検査を中止することができる。

**Ⅲ－３－３－１－３ 立入検査に係る準備依頼**  
(略)

**Ⅲ－３－３－２ 立入検査中**

**Ⅲ－３－３－２－１ 立入検査の開始**  
(略)

**Ⅲ－３－３－２－２ 外部監査結果の活用等**  
(略)

**Ⅲ－３－３－２－３ 立入検査における徴求資料**  
(略)

**Ⅲ－３－３－２－４ 立入検査事実確認書の取り交わし**  
(略)

**Ⅲ－３－３－２－５ 立入検査に係る講評**  
(略)

**Ⅲ－３－３－３ 立入検査終了後**

主管局担当課等<sup>等</sup>は、立入検査において確認した事項について検討し、行政処分を発動する必要性が認められると考える場合は、商取引監督課と調整するものとする。

**Ⅲ－３－３－４ 立入検査結果通知書**

主管局担当課等<sup>等</sup>は、正式な立入検査の結果を立入検査結果通知書として、原則として立入検査終了後おおむね3月以内に被検査者に交付するものとする。なお、主管局担当課は、立入検査結果通知書により指摘した法令違反等に関する改善結果又は改善計画について、報告徴収により確認するものとし、当該報告徴収の提出期限は、原則として立入検査結果通知書の交付から1月以内とする。

ただし、被検査者から立入検査結果通知書の交付までの間に、指摘を予定していた法令違反等に関する事項について、改善した旨の報告があり、改善の事実が確認された場合には、当該事項は報告徴収の対象から除くことができることとする。

**Ⅲ－３－３－５ 意見申出制度**  
(略)

**Ⅲ－３－３－２－５ 立入検査に係る講評**  
(略)

**Ⅲ－３－３－３ 立入検査終了後**

主管局担当課は、立入検査において確認した事項について検討し、行政処分を発動する必要性が認められると考える場合は、商取引監督課と調整するものとする。

**Ⅲ－３－３－４ 立入検査結果通知書**

主管局担当課は、正式な立入検査の結果を立入検査結果通知書として、原則として立入検査終了後おおむね3月以内に被検査者に交付するものとする。なお、主管局担当課は、立入検査結果通知書により指摘した法令違反等に関する改善結果又は改善計画について、報告徴収により確認するものとし、当該報告徴収の提出期限は、原則として立入検査結果通知書の交付から1月以内とする。

ただし、被検査者から立入検査結果通知書の交付までの間に、指摘を予定していた法令違反等に関する事項について、改善した旨の報告があり、改善の事実が確認された場合には、当該事項は報告徴収の対象から除くことができることとする。

**Ⅲ－３－３－５ 意見申出制度**  
(略)

Ⅲ－３－３－６ 検査モニター制度  
(略)

Ⅲ－４ 包括信用購入あっせん業者の検査に当たっての検査項目

包括信用購入あっせん業者に対する検査に当たっては、下記の各検査項目に則して、その業務実態を確認するものとする。当該検査項目は、包括信用購入あっせん業者に対する業務改善の指摘、行政処分の判断基準ともなることから、検査官は包括信用購入あっせん業者による当該検査項目の充足状況を適確に把握することに努めなければならない。

なお、法令の義務規定には該当しないものの、購入者等の利益の保護、利便性の確保、クレジット市場の健全な発展のために事業者  
に遵守を求めることが適当と考えられるものも当該検査項目には含まれることに検査官は留意することとする。

また、当該検査項目については、以下の点に留意することとする。

Ⅲ－３－３－６ 検査モニター制度  
(略)

Ⅲ－４ 包括信用購入あっせん業者の検査に当たっての検査項目

包括信用購入あっせん業者に対する検査に当たっては、下記の各検査項目に則して、その業務実態を確認するものとする。当該検査項目は、包括信用購入あっせん業者に対する業務改善の指摘、行政処分の判断基準ともなることから、検査官は包括信用購入あっせん業者による当該検査項目の充足状況を適確に把握することに努めなければならない。

なお、法令の義務規定には該当しないものの、購入者等の利益の保護、利便性の確保、クレジット市場の健全な発展のために事業者  
に遵守を求めることが適当と考えられるものも当該検査項目には含まれることに検査官は留意することとする。

また、当該検査項目のうち、根拠として審査基準別紙２の記載がある検査項目について、その不備が認められる場合には、割販法第３３条の２第１項第１号に規定する包括信用購入あっせんの公正かつ適確な実施を確保するために必要な体制が整備されているとは認められないことから、割販法第３３条の５に規定する行政処分の対象となり得ることに留意することとする。

同様に、当該検査項目のうち、根拠として審査基準別紙３の記載がある検査項目について、その不備が認められる場合には、割販法第３０条の２の２の規定に違反するものとして、割販法第３０条の５の３に規定する行政処分の対象となり得ることに留意することと

<p><u>(1) 根拠として審査基準別紙2の記載がある検査項目について、その不備が認められる場合には、割販法第30条の5の4第1項第2号に適合しないものとして同条第5項第1号に規定する認定取消しの対象となり得ること。</u></p>	<p>する。 (新設)</p>
<p><u>(2) 根拠として審査基準別紙2の記載がある検査項目について、その不備が認められる場合には、割販法第33条の2第1項第11号、割販法第35条の2の11第1項第10号又は同項第11号に規定する包括信用購入あっせんの公正かつ適確な実施を確保するために必要な体制が整備されているとは認められないことから、割販法第34条（第35条の3において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する改善命令の対象となり得ること。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(3) 根拠として審査基準別紙3の記載がある検査項目について、その不備が認められる場合には、割販法第30条の2の2の規定に違反するものとして、割販法第30条の5の3に規定する改善命令の対象となり得ること。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(4) 根拠として審査基準別紙5の記載がある検査項目について、その不備が認められる場合には、割販法第30条の5の4第1項第1号に適合しないものとして同条第5項第1号に規定する認定取消しの対象となり得ること、割販法第35条の2の11第1項第11号イに該当するものとして割販法第35条の3において読み替えて準用する割販法第34条に規定する改善命令の対象となり得ること。</u></p>	<p>(新設)</p>

(5) 根拠として審査基準別紙7の記載がある検査項目について、その不備が認められる場合には、割販法第30条の5の5第1項本文の規定に違反するものとして割販法第30条の6に規定する改善命令の対象となり得ること、割販法第35条の2の4第1項本文の規定に違反するものとして割販法第35条の2の8に規定する改善命令の対象となり得ること。

### Ⅲ-4-1 基本事項、法令等遵守（コンプライアンス）体制等

#### Ⅲ-4-1-1 財務要件等

##### Ⅲ-4-1-1-1 財務比率等に関する義務

- (1) 登録包括信用購入あっせん業者の資本金又は出資の額が法定基準を満たしているか。（割販法第33条の2第1項第3号、割販法政令第5条第2項）
- (2) 登録包括信用購入あっせん業者又は登録少額包括信用購入あっせん業者の純資産比率（純資産額を資本金又は出資の額で除した比率）が法定基準を満たしているか。（割販法第33条の2第1項第4号、割販法第35条の2の11第1項第3号）

##### Ⅲ-4-1-1-2 変更の認定・変更の登録

認定包括信用購入あっせん業者又は登録少額包括信用購入あっせん業者の利用者支払可能見込額の算定の方法又は当該算定を行う体制を変更する場合は、当該変更の前に当該変更を行う事項に係る変更認定申請書又は変更登録申請書を提出しているか。（割販法第30条の5の4第3項、割販法第35条の2の12第1

(新設)

### Ⅲ-4-1 基本事項、法令等遵守（コンプライアンス）体制等

#### Ⅲ-4-1-1 財務要件等

##### Ⅲ-4-1-1-1 財務比率等に関する義務

- (1) 資本金又は出資の額が法定基準を満たしているか。（割販法第33条の2第1項第3号、割販法政令第5条第2項）
- (2) 純資産比率（純資産額を資本金又は出資の額で除した比率）が法定基準を満たしているか。（割販法第33条の2第1項第4号）

(新設)

項)

なお、変更の認定又は変更の登録の要否については、審査基準別紙6を参照することとする。

### Ⅲ-4-1-1-3 変更の届出

登録包括信用購入あっせん業者又は登録少額包括信用購入あっせん業者の登録事項のうち届出事項とされている事項に変更があった場合は、当該事項に係る変更届出書を遅滞なく提出しているか。(割販法第33条の3第1項、第35条の2の13第1項)

### Ⅲ-4-1-2 内部管理体制の整備

#### Ⅲ-4-1-2-1 基本的体制整備

(略)

#### Ⅲ-4-1-2-2 反社会的勢力による被害の防止

(略)

#### Ⅲ-4-1-2-3 法令等遵守に係る実施状況

社内において法令、社内規則等の遵守状況の確認を行っているか。(割販法省令第66条第1項第4号、割販法省令第68条の12第1項第4号)なお、社内規則等を変更した場合には関係部署及び担当者に確実に周知しているかについても確認する。

#### Ⅲ-4-1-2-4 社内教育

(略)

### Ⅲ-4-1-1-2 変更の届出

登録事項に変更があった場合は、当該変更事項に係る変更届出書を遅滞なく提出しているか。(割販法第33条の3第1項)

### Ⅲ-4-1-2 内部管理体制の整備

#### Ⅲ-4-1-2-1 基本的体制整備

(略)

#### Ⅲ-4-1-2-2 反社会的勢力による被害の防止

(略)

#### Ⅲ-4-1-2-3 法令等遵守に係る実施状況

社内において法令、社内規則等の遵守状況の確認を行っているか。(割販法省令第66条第1項第3号)なお、社内規則等を変更した場合には関係部署及び担当者に確実に周知しているかについても確認する。

#### Ⅲ-4-1-2-4 社内教育

(略)

### Ⅲ-4-2 業務の適切性

#### Ⅲ-4-2-1 過剰与信防止

##### Ⅲ-4-2-1-1 包括支払可能見込額調査（認定包括信用購入あっせん業者及び登録少額包括信用購入あっせん業者を除く。）

###### 1. 包括支払可能見込額調査に係る体制整備

- (1) 包括支払可能見込額調査に係る社内規則等を整備しているか。（割販法省令第66条第1項第3号）
- (2) 包括支払可能見込額調査に係る手続及び与信基準に関する社内規則等を整備しているか。なお、与信基準の見直しを必要に応じて行っているか、及び包括支払可能見込額調査の業務を委託している場合であってもカード等の交付等及び極度額の設定に係る責任の主体は委託元であることが、社内規則等において明確になっているかについても確認する。（割販法省令第66条第1項第3号）
- (3) 包括支払可能見込額調査に関する責任部署及び責任者を明確に定めているか。（審査基準（別紙2）1.（2）①）
- (4) 包括支払可能見込額調査に係る調査事項及び調査方法並びに包括支払可能見込額の算定方法を適切かつ明確に定めているか。（審査基準（別紙2）1.（2）⑦）なお、具体的には、包括支払可能見込額の算定に必要な事項を漏れなく定めているか、及びその調査方法を適切かつ明確に定めているかについても確認する。

また、包括支払可能見込額調査において、利用者に複数

### Ⅲ-4-2 業務の適切性

#### Ⅲ-4-2-1 過剰与信防止

##### Ⅲ-4-2-1-1 与信審査等

###### 1. 与信審査に係る体制整備

- (1) 包括支払可能見込額調査に係る社内規則等を整備しているか。（割販法省令第66条第1項第2号）
- (2) 与信審査に係る手続及び与信基準に関する社内規則等を整備しているか。なお、与信基準の見直しを必要に応じて行っているか、及び与信審査業務を委託している場合であってもカード等の交付等及び極度額の設定に係る責任の主体は委託元であることが、社内規則等において明確になっているかについても確認する。（割販法省令第66条第1項第2号）
- (3) 支払可能見込額調査に関する責任部署及び責任者を明確に定めているか。（審査基準（別紙2）1.（2）①）
- (4) 支払可能見込額調査に係る調査事項及び調査方法並びに支払可能見込額の算定方法を適切かつ明確に定めているか。（審査基準（別紙2）1.（2）⑦）なお、具体的には、支払可能見込額の算定に必要な事項を漏れなく定めているか、及びその調査方法を適切かつ明確に定めているかについても確認する。

また、包括支払可能見込額調査において、利用者に複数

のカード等を交付等している場合は、名寄せが適正に行われる仕組みとなっているか。

- (5) **包括**支払可能見込額調査義務の適用除外の要件について、法令に基づき適切かつ明確に定めているか。(審査基準(別紙2)1.(2)⑥)なお、具体的には、カード等の新規交付等又はカード等の有効期限の更新の別、極度額の増額又は一時的な増額の別に明確に定めているかについても確認する。
- (6) **包括**支払可能見込額を超える与信の禁止義務の適用除外の要件について、法令に基づき適切かつ明確に定めているか。(審査基準(別紙2)1.(2)⑧)
- (7) **包括**支払可能見込額調査及び**包括**支払可能見込額を超える与信の禁止義務の履行状況について定期的に事後検証を行い、問題があれば業務の見直しを行うこととしているか。(審査基準(別紙2)1.(2)⑨)
- (8) **包括**支払可能見込額調査(Ⅲ-4-2-3-2(5)及び(6)の同意取得を含む。)に関する記録の作成及び保存に関して、記録事項、保存方法及び保存期間を適切かつ明確に定めているか。(審査基準(別紙2)1.(2)⑩)なお、具体的な記録事項として、**包括**支払可能見込額の算定結果を検証するために必要な内容となっているかについても確認する。
- (9) 購入者等から徴収する手数料について、出資法第5条第2項に規定される割合を超えていないか。また、購入者等から包括信用購入あっせんに係る手数料を徴収しない場合には、手数料率、現金販売価格又は現金提供価格及び支払

のカード等を交付等している場合は、名寄せが適正に行われる仕組みとなっているか。

- (5) 支払可能見込額調査義務の適用除外の要件について、法令に基づき適切かつ明確に定めているか。(審査基準(別紙2)1.(2)⑥)なお、具体的には、カード等の新規交付等又はカード等の有効期限の更新の別、極度額の増額又は一時的な増額の別に明確に定めているかについても確認する。
- (6) 支払可能見込額を超える与信の禁止義務の適用除外の要件について、法令に基づき適切かつ明確に定めているか。(審査基準(別紙2)1.(2)⑧)
- (7) 支払可能見込額調査及び支払可能見込額を超える与信の禁止義務の履行状況について定期的に事後検証を行い、問題があれば業務の見直しを行うこととしているか。(審査基準(別紙2)1.(2)⑨)
- (8) 支払可能見込額調査(Ⅲ-4-2-3-2(5)及び(6)の同意取得を含む。)に関する記録の作成及び保存に関して、記録事項、保存方法及び保存期間を適切かつ明確に定めているか。(審査基準(別紙2)1.(2)⑩)なお、具体的な記録事項として、支払可能見込額の算定結果を検証するために必要な内容となっているかについても確認する。
- (9) 購入者等から徴収する手数料について、出資法第5条第2項に規定される割合を超えていないか。また、購入者等から包括信用購入あっせんに係る手数料を徴収しない場合には、手数料率、現金販売価格又は現金提供価格及び支払

総額の記載等により、包括信用購入あっせんの手数料を徴収しない旨を明確にしているか。（本基本方針 II-2-2-1-3）

## 2. 包括支払可能見込額調査の実施状況

- (1) 包括支払可能見込額調査を社内規則等に基づき行っているか。（割販法省令第66条第1項第3号）なお、社内規則上の決裁権限者と与信額毎の決裁者との整合性を図っているか、及び包括支払可能見込額調査結果を反映し、総合的に判断する与信基準となっているかについても確認する。
- (2) 適用除外規定に基づき包括支払可能見込額を超えて与信を行った場合に、その判断事由は適正か。（割販法省令第48条）

## 3. 包括支払可能見込額調査の内容

- (1) （略）
- (2) 包括支払可能見込額調査により得られた年収を加算しているか。（審査基準（別紙3）1.）
- (3) （略）
- (4) 包括支払可能見込額調査により得られた支払時期の到来していない又は支払の義務が履行されていない信用購入あっせんに係る債務の額（信用購入あっせんの手数料の額を含む。）のうち購入者等が1年間に支払うことが見込まれる額（以下「支払見込債務額」という。）を減算しているか。ただし、当該支払見込債務額のうち、当該包括支払可

総額の記載等により、包括信用購入あっせんの手数料を徴収しない旨を明確にしているか。（本基本方針 II-2-2-1-1（6））

## 2. 与信審査の実施状況

- (1) 与信審査を社内規則等に基づき行っているか。（割販法省令第66条第1項第3号）なお、社内規則上の決裁権限者と与信額毎の決裁者との整合性を図っているか、及び包括支払可能見込額調査結果を反映し、総合的に判断する与信基準となっているかについても確認する。
- (2) 適用除外規定に基づき包括支払可能見込額調査結果を超えて与信を行った場合に、その判断事由は適正か。（割販法省令第48条）

## 3. 包括支払可能見込額調査の実施状況

- (1) （略）
- (2) 支払可能見込額調査により得られた年収を加算しているか。（審査基準（別紙3）1.）
- (3) （略）
- (4) 支払可能見込額調査により得られた支払時期の到来していない又は支払の義務が履行されていない信用購入あっせんに係る債務の額（信用購入あっせんの手数料の額を含む。）のうち購入者等が1年間に支払うことが見込まれる額（以下「支払見込債務額」という。）を減算しているか。ただし、当該支払見込債務額のうち、当該支払可能見

能見込額調査を割販法第30条の2第1項本文の規定により行った信用購入あっせん業者が利用者にカード等を既に交付等している場合における当該カード等に係る支払見込債務額であってカード等の交付等又はカード等に係る極度額の増額の後に当該信用購入あっせん業者が当該利用者に交付等しているカード等に係る債務の額とされるものについては減算しないことができることに留意が必要。(審査基準(別紙3)3.)

- (5) **包括**支払可能見込額調査により得られた預貯金に関する情報を基礎として合理的に算定した額を必要に応じて加算しているか。(審査基準(別紙3)4.)なお、預貯金の調査は、利用者の希望により**包括**支払可能見込額調査で預貯金の額を加算する必要がある場合等、利用者の利益の保護を図るため必要があると認める場合に限定していることについても確認する。
- (6) **包括**支払可能見込額調査により得られた流動資産(預貯金を除く。)に関する情報を基礎として、換金可能性に留意しつつ、合理的に算定した額を必要に応じて加算しているか。(審査基準(別紙3)5.)
- (7) **包括**支払可能見込額調査により得られた固定資産に関する情報を基礎として、換金可能性に特に留意しつつ、合理的に算定した額を必要に応じて加算しているか。ただし、生活に必要な固定資産については加算することができないことに留意が必要。(審査基準(別紙3)6.)
- (8) 上記(2)から(7)までに定める事項以外の事項であって**包括**支払可能見込額調査により得られたものを基礎と

込額調査を割販法第30条の2本文の規定により行った信用購入あっせん業者が利用者にカード等を既に交付等している場合における当該カード等に係る支払見込債務額であってカード等の交付等又はカード等に係る極度額の増額の後に当該信用購入あっせん業者が当該利用者に交付等しているカード等に係る債務の額とされるものについては減算しないことができることに留意が必要。(審査基準(別紙3)3.)

- (5) 支払可能見込額調査により得られた預貯金に関する情報を基礎として合理的に算定した額を必要に応じて加算しているか。(審査基準(別紙3)4.)なお、預貯金の調査は、利用者の希望により支払可能見込額調査で預貯金の額を加算する必要がある場合等、利用者の利益の保護を図るため必要があると認める場合に限定していることについても確認する。
- (6) 支払可能見込額調査により得られた流動資産(預貯金を除く。)に関する情報を基礎として、換金可能性に留意しつつ、合理的に算定した額を必要に応じて加算しているか。(審査基準(別紙3)5.)
- (7) 支払可能見込額調査により得られた固定資産に関する情報を基礎として、換金可能性に特に留意しつつ、合理的に算定した額を必要に応じて加算しているか。ただし、生活に必要な固定資産については加算することができないことに留意が必要。(審査基準(別紙3)6.)
- (8) 上記(2)から(7)までに定める事項以外の事項であって支払可能見込額調査により得られたものを基礎として

して合理的に算定した額を必要に応じて加算又は減算しているか。(審査基準(別紙3)7.)

(9)～(11) (略)

#### 4. 包括支払可能見込額調査に係る記録の作成等

(1)～(5) (略)

(6) カード等に係る債務の額が5万円未満の状態での有効期限を更新した場合の適用除外に係る記録を適正に作成及び保存しているか。(割販法省令第43条第2項第3号)

(7) (略)

(8) カード等を再発行した場合の適用除外に係る記録を適正に作成及び保存しているか。(割販法省令第43条第2項第5号)

### Ⅲ-4-2-1-2 利用者支払可能見込額の算定(包括支払可能見込額調査に代わる与信審査)【認定包括信用購入あっせん業者及び登録少額包括信用購入あっせん業者対象項目】

#### 1. 利用者支払可能見込額の算定に係る体制整備

(1) 利用者支払可能見込額の算定に係る社内規則等を整備しているか。(割販法省令第62条第2項、第68条の13第2項)

(2) 利用者支払可能見込額の算定に係る手続及び与信基準に関する社内規則等を整備しているか。なお、利用者支払可能見込額の算定の業務を委託している場合であってもカード等の交付等及び極度額の設定に係る責任の主体は委託元であるこ

合理的に算定した額を必要に応じて加算又は減算しているか。(審査基準(別紙3)7.)

(9)～(11) (略)

#### 4. 包括支払可能見込額調査に係る記録の作成等

(1)～(5) (略)

(6) カード等に係る債務の額が5万円未満の状態での有効期限を更新した場合の適用除外に係る記録を適正に作成及び保存しているか。(割販法省令第43条第2項第3号)

(7) (略)

(8) カード等を再発行した場合の適用除外に係る記録を適正に作成及び保存しているか。(割販法省令第43条第2項第5号)

(新設)

とが、社内規則等において明確になっているかについても確認する。(割販法省令第62条第2項、第68条の13第2項)

(3) 利用者支払可能見込額の算定及びその管理を行うための責任部署並びに当該部署の責任者が置かれているか。(審査基準(別紙2) 1. (3) ①)

(4) 利用者支払可能見込額の算定及び管理に関する内部監査部署及び当該部署の責任者が置かれ(独立性が担保されれば内部監査部署の設置に代えて、外部監査の利用も可)、適切な監査を行う体制が整備されているか。(審査基準(別紙2) 1. (3) ②)

(5) 利用者支払可能見込額の算定の手順が定められているか。(審査基準(別紙2) 1. (3) ⑧)

また、利用者支払可能見込額の算定において、利用者に複数のカード等を交付等している場合は、名寄せが適正に行われる仕組みとなっているか。

(6) 利用者支払可能見込額の算定の方法の妥当性を検証すること及び当該算定の方法の見直しの基準が定められ、これらに基づいて利用者支払可能見込額の算定の方法を適切に見直すことが定められているか。(審査基準(別紙2) 1. (3) ⑨)

(7) 利用者支払可能見込額算定義務の適用除外の要件について、法令に基づき適切かつ明確に定めているか。(審査基準(別紙2) 1. (3) ⑦) なお、具体的には、カード等の新規交付等又はカード等の有効期限の更新の別、極度額の増額又は一時的な増額の別に明確に定めているかについても確認する。

(8) 利用者支払可能見込額を超える与信の禁止義務の適用除外の要件について、法令に基づき適切かつ明確に定めているか。

(審査基準(別紙2) 1.(3) ⑩)

(9) 利用者支払可能見込額算定及び利用者支払可能見込額を超える  
与信の禁止義務の履行状況について定期的に事後検証を  
行い、問題があれば業務の見直しを行うこととしているか。

(審査基準(別紙2) 1.(3) ⑪)

(10) 利用者支払可能見込額算定(Ⅲ-4-2-3-2(5)  
及び(6)の同意取得を含む。)に関する記録の作成及び保存  
に関して、記録事項、保存方法及び保存期間を適切かつ明確  
に定めているか。(審査基準(別紙2) 1.(3) ⑫) なお、具  
体的な記録事項として、利用者支払可能見込額の算定結果を  
検証するために必要な内容となっているかについても確認す  
る。

(11) 購入者等から徴収する手数料について、出資法第5条第  
2項に規定される割合を超えていないか。また、購入者等か  
ら包括信用購入あっせんに係る手数料を徴収しない場合に  
は、手数料率、現金販売価格又は現金提供価格及び支払総額  
の記載等により、包括信用購入あっせんの手数料を徴収しな  
い旨を明確にしているか。(本基本方針Ⅱ-2-2-1-3)

## 2. 利用者支払可能見込額の算定の実施状況

(1) 利用者支払可能見込額の算定を社内規則等に基づき行って  
いるか。(割販法省令第62条第2項、第68条の13第2項)  
なお、社内規則上の決裁権限者と与信額毎の決裁者との整合  
性を図っているか、及び利用者支払可能見込額の算定結果を  
反映し、総合的に判断する与信基準となっているかについて  
も確認する。

(2) 適用除外規定に基づき利用者支払可能見込額を超えて与信を行った場合に、その判断事由は適正か。(割販法省令第62条の3、第68条の3)

### **3. 利用者支払可能見込額の算定の内容**

(1) 認定包括信用購入あっせん業者について、割販法第30条の5の4第1項第1号の方法により利用者支払可能見込額を算定しているか。(割販法第30条の5の5第1項本文)

(2) 登録少額包括信用購入あっせん業者について、割販法第35条の2の9第1項第4号の方法により利用者支払可能見込額を算定しているか。(割販法第35条の2の4第1項本文)

(3) 利用者支払可能見込額の算定の適用除外について、適正に運用しているか。例えば、認定包括信用購入あっせん業者が、極度額30万円以下のカード等を交付等する場合に確認しなければならない事項について、指定信用情報機関を利用することにより調査しているか。また、認定包括信用購入あっせん業者及び登録少額包括信用購入あっせん業者における極度額の一時的な増額の期間が3月以内の場合に増額の幅が2倍を超えていないか。(割販法省令第62条の3第1項、第68条の3第1項)

(4) 指定信用情報機関の特定信用情報を利用しているか。(割販法第30条の5の5第2項、第35条の2の4第2項)

(5) 登録少額包括信用購入あっせん業者が行う包括信用購入あっせんの極度額が10万円を超えていないか。(割販法第35条の2の3第1項、割販法政令第24条)

#### 4. 利用者支払可能見込額算定に係る記録の作成等

- (1) 利用者支払可能見込額算定に係る記録を社内規則等に基づき適正に作成及び保存しているか。(割販法第30条の5の5第3項、第35条の2の4第3項)
- (2) カード等の交付等及び極度額の増額の場合に行う利用者支払可能見込額算定に係る記録の内容は、法定事項を満たしているか。(割販法省令第62条の4第1号、第68条の4第1号)
- (3) カード等の有効期限の更新の場合の利用者支払可能見込額算定に係る記録の内容は、法定事項を満たしているか。(割販法省令第62条の4第2号、第68条の4第2号)
- (4) 極度額30万円以下のカード等を交付等した場合の適用除外に係る記録を適正に作成及び保存しているか。(割販法省令第62条の3第2項第1号)
- (5) 極度額の一時的な増額の場合の適用除外に係る記録を適正に作成及び保存しているか。(割販法省令第62条の3第2項第2号、第68条の3第2項第1号)
- (6) カード等に係る債務の額が5万円未満の状態にカード等の有効期限を更新した場合の適用除外に係る記録を適正に作成及び保存しているか。(割販法省令第62条の3第2項第3号、第68条の3第2項第2号)
- (7) 付随するカード等の交付等及び増額の場合の適用除外に係る記録を適正に作成及び保存しているか。(割販法省令第62条の3第2項第4号、第68条の3第2項第3号)
- (8) カード等を再発行した場合の適用除外に係る記録を適正に作成及び保存しているか。(割販法省令第62条の3第2項第

5号、第68条の3第2項第4号)

## 5. 定期報告

認定包括信用購入あっせん業者及び登録少額包括信用購入あっせん業者は、割販法省令様式第13の4又は同様式第15の2により作成した定期報告書を、事業年度終了後3月以内に提出するよう努めるものとする。

### Ⅲ-4-2-2 公正かつ適切な取引の確保

#### Ⅲ-4-2-2-1 取引条件の表示等に関する情報の提供

(1) 取引条件の表示について、利用者が契約の内容を正確に理解できるような用語を使用することを社内規則等で定め、運用しているか。(割販法第30条)

(2) 取引条件は法定事項を満たしているか。取引条件の表示は、利用者にとって読みやすく、正確な記載になっているか。(割販法第30条、割販法省令第36条から第38条まで)

(削る)

(3) 契約締結時及びリボルビング方式の請求時の情報提供について、利用者が契約の内容を正確に理解できるような用語を使用することを社内規則等で定め、運用しているか。(割販法第30条の2の3第1項から第4項まで、割販法省令第49条から第53条まで)

(4) 契約締結時及びリボルビング方式の請求時の情報提供は

### Ⅲ-4-2-2 公正かつ適切な取引の確保

#### Ⅲ-4-2-2-1 取引条件の表示及び書面の交付

(1) 取引条件の表示に係る書面について、利用者が契約の内容を正確に理解できるような用語を使用することを社内規則等で定め、運用しているか。(割販法第30条)

(2) 取引条件は法定事項を満たしているか。取引条件の表示に係る書面は、利用者にとって読みやすく、正確な記載になっているか。(割販法第30条第1項、割販法第30条第2項、割販法省令第36条、第37条、第38条)

(3) 書面交付を適正に行っているか。(割販法第30条の2の3)

(4) 契約締結時書面及びリボルビング方式の請求時書面について、利用者が契約の内容等<sup>等</sup>を正確に理解できるような用語を使用することを社内規則等で定め、運用しているか。(割販法第30条の2の3第1項、同条第2項、同条第3項、割販法省令第49条、第50条、第51条、第52条、第53条)

(5) 契約締結時書面及びリボルビング方式の請求時書面は、

<p><u>法定事項を満たしているか。</u>契約締結時及びリボルビング方式の請求時の<u>情報提供</u>は、利用者にとって読みやすく、正確な記載になっているか。(割販法第30条の2の3第1項から第4項まで、割販法省令第49条から第53条まで)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p><u>(5) 情報通信の技術を利用する方法により情報を提供する場合には、包括信用購入あっせん業者が用いる方法は、割販法省令に規定する条件を充足しているか。(割販法省令第36条第3項、第37条第3項、第50条第3項、第52条第3項)</u></p> <p><u>(6) 複数の方法により情報を提供する場合には、利用者等に適切に情報提供を行う観点から、複数の方法により情報を提供することを明示すること等により情報提供の一体性を確保し、適切に情報提供を行っているか。(割販法省令第36条第1項第1号、第37条第1項第1号、第50条第1項第1号、第52条第1項第1号、第53条第1項第1号)</u></p> <p><u>(7) 利用者又は購入者等の書面交付請求に対して適切に対応しているか。(割販法第30条第3項、第30条の2の3第4項、割販法省令第37条の2、第53条の2)</u></p>	<p>利用者にとって読みやすく、正確な記載になっているか。 (<u>割販法第30条の2の3第1項、同条第2項、同条第3項、割販法省令第49条、第50条、第51条、第52条、第53条</u>)</p> <p><u>(6) 契約締結時書面は法定事項を満たしているか。(割販法第30条の2の3第1項、同条第2項、割販法省令第49条、第50条、第51条、第52条)</u></p> <p><u>(7) リボルビング方式の請求時書面は法定事項を満たしているか。(割販法第30条の2の3第3項、割販法省令第53条)</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
---	---

### Ⅲ-4-2-2-2 苦情処理

#### 1. 苦情処理に係る体制整備

- (1) 苦情処理（加盟店に係る苦情対応調査を含む）に関する社内規則等を整備しているか。（割販法省令第66条第1項第2号及び第3号、第68条の12第1項第2号及び第3号）
- (2)～(4)（略）
- (5) 加盟店に関する苦情について、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者への通知の基準を社内規則等に定めているか。（割販法省令第66条第1項第1項第2号及び第3号、第68条の12第1項第2号及び第3号）
- (6)～(10)（略）

#### 2. 苦情対応の実施状況

- (1)～(4)（略）
- (5) 購入者等からの苦情があった場合は、必要に応じて担当者及び関係部署に伝達しているか。（割販法省令第66条第1項第2号及び第68条の12第2号）

#### 3. 苦情対応に係る記録の作成等

購入者等の苦情の処理に関する業務について記録を適正に作成及び保存しているか。（割販法省令第66条第1項第2号及び第68条の12第2号）

#### 4. 抗弁に係る対応

### Ⅲ-4-2-2-2 苦情処理

#### 1. 苦情処理に係る体制整備

- (1) 苦情処理（加盟店に係る苦情対応調査を含む）に関する社内規則等を整備しているか。（割販法省令第66条第1項第1号及び第2号）
- (2)～(4)（略）
- (5) 加盟店に関する苦情について、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者への通知の基準を社内規則等に定めているか。（割販法省令第66条第1項第1号及び第2号）
- (6)～(10)（略）

#### 2. 苦情対応の実施状況

- (1)～(4)（略）
- (5) 購入者等からの苦情があった場合は、必要に応じて担当者及び関係部署に伝達しているか。（割販法省令第66条第1項第1号）

#### 3. 苦情対応に係る記録の作成等

(1) 購入者等の苦情の処理に関する業務について記録を適正に作成及び保存しているか。（割販法省令第66条第1項第1号）

#### 4. 抗弁に係る対応

(1) 抗弁権の接続に関する対応は適切か。なお、リボルビング方式においては、支払停止の抗弁を主張されている商品等に係る弁済の有無について、割販法に定める充当方法により計算し、当該商品等に係る弁済があるときに抗弁が認められていること、また、弁済充当を行わずに、抗弁を主張されている商品等の現金価格に相当する金額を残債務から控除して請求することも許容されることに留意する。

(割販法第30条の4、第30条の5)

(2) (略)

### Ⅲ-4-2-3 適切な情報管理

#### Ⅲ-4-2-3-1 情報の管理

(1) 購入者等に関する情報を管理する責任部署及び責任者を明確に定めているか。(審査基準(別紙2) 1. (3))

①)

(2) ~ (8) (略)

(9) 購入者等に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪の経歴についての情報その他の特別の非公開情報を、信用分野ガイドライン2.(2)1)①~⑧に列挙する場合を除き、利用、取得又は第三者提供を行わない措置を講じているか。また、上記の場合に該当し、非公開情報を取得した場合には、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外に使用しないことを確保するための措置を講じているか。(割販法省令第58条)

(10) (略)

(1) 抗弁権の接続に関する対応は適切か。(割販法第30条の4) なお、リボルビング方式においては、支払停止の抗弁を主張されている商品等に係る弁済の有無について、割販法に定める充当方法により計算し、当該商品等に係る弁済があるときに抗弁が認められていること、また、弁済充当を行わずに、抗弁を主張されている商品等の現金価格に相当する金額を残債務から控除して請求することも許容されることに留意する。

(2) (略)

### Ⅲ-4-2-3 適切な情報管理

#### Ⅲ-4-2-3-1 情報の管理

(1) 購入者等に関する情報を管理する責任部署及び責任者を明確に定めているか。(審査基準(別紙2) 2. (2))

①)

(2) ~ (8) (略)

(9) 購入者等に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪の経歴についての情報その他の特別の非公開情報を、信用分野ガイドライン2.(2)1)①~⑦に列挙する場合を除き、利用、取得又は第三者提供を行わない措置を講じているか。また、上記の場合に該当し、非公開情報を取得した場合には、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外に使用しないことを確保するための措置を講じているか。(割販法省令第58条)

(10) (略)

### Ⅲ-4-2-3-2 特定信用情報の提供等

- (1) 指定信用情報機関に加入しているか。(割販法省令第6条第2項、第66条第1項第1号、第68条の13第2項)
- (2) 指定信用情報機関に対する特定信用情報の提供の依頼及び登録を行うためのシステムを整備しているか。(審査基準(別紙2)1.(2)⑤、(3)⑥)
- (3) 特定信用情報の提供等に係る体制を社内規則等に基づき整備しているか。(割販法省令第62条第2項、第66条第1項第1号、第68条の13第2項)
- (4) (略)
- (5) 特定信用情報提供契約を締結し、加入指定信用情報機関に購入者等に係る特定信用情報の提供の依頼(当該購入者等に係る他の指定信用情報機関が保有する基礎特定信用情報の提供の依頼を含む。)をする場合には、書面又は電磁的方法により、あらかじめ、当該購入者等の同意を得ることとしているか。(審査基準(別紙2)1.(2)②、(3)③)
- (6) 特定信用情報提供契約を締結し、購入者等を相手方とする包括信用購入あっせん関係受領契約を締結しようとする場合には、書面又は電磁的方法により、あらかじめ、次の①から③に掲げる同意を得ることとしているか。(審査基準(別紙2)1.(2)③、(3)④)  
①～③(略)
- (7)～(10) (略)
- (11) 特定信用情報提供契約を締結した場合においては、支

### Ⅲ-4-2-3-2 特定信用情報の提供等

- (1) 指定信用情報機関に加入しているか。(割販法第30条の2第3項)
- (2) 指定信用情報機関に対する特定信用情報の提供の依頼及び登録を行うためのシステムを整備しているか。(審査基準(別紙2)1.(2)⑤)
- (3) 特定信用情報の提供等に係る体制を社内規則等に基づき整備しているか。(割販法省令第66条第1項第2号)
- (4) (略)
- (5) 特定信用情報提供契約を締結し、加入指定信用情報機関に購入者等に係る特定信用情報の提供の依頼(当該購入者等に係る他の指定信用情報機関が保有する基礎特定信用情報の提供の依頼を含む。)をする場合には、書面又は電磁的方法により、あらかじめ、当該購入者等の同意を得ることとしているか。(審査基準(別紙2)1.(2)②)
- (6) 特定信用情報提供契約を締結し、購入者等を相手方とする包括信用購入あっせん関係受領契約を締結しようとする場合には、書面又は電磁的方法により、あらかじめ、次の①から③に掲げる同意を得ることとしているか。(審査基準(別紙2)1.(2)③)  
①～③(略)
- (7)～(10) (略)
- (11) 特定信用情報提供契約を締結した場合においては、支

払能力調査以外の目的のために、加入指定信用情報機関に特定信用情報の提供の依頼をすること又は加入指定信用情報機関から提供を受けた特定信用情報を使用すること若しくは第三者に提供することを禁止しているか。（割販法第35条の3の59第1項、審査基準（別紙2）1.（2）④、（3）⑤）

（12）（略）

### Ⅲ-4-2-3-3 クレジットカード番号等の適切な管理

#### 1. クレジットカード番号等の適切な管理に係る体制整備

（1）クレジットカード番号等の管理に関する社内規則等を整備しているか。（割販法省令第66条第1項第1号及び第3号、第68条の12第1項第1号及び第3号）

（2）（略）

（3）クレジットカード番号等の漏えい等の事故が発生し、又は発生したおそれがある場合の対応部署を定め、直ちに事故の状況を把握し、当該事故の発生状況に応じた事故の拡大防止措置を実施する体制を整備しているか。また、事故の対象となるクレジットカード番号等を速やかに特定し、事故の原因を究明するための調査を速やかに実施するための体制を整備しているか。クレジットカード決済システムからの漏えい等の事故の発生、又はそのおそれがある場合には、デジタルフォレンジック調査等の調査を実施する体制を整備しているか。（割販法省令第132条第2号、審査基準（別紙2）2.（2）③）

（4）～（8）（略）

払能力調査以外の目的のために、加入指定信用情報機関に特定信用情報の提供の依頼をすること又は加入指定信用情報機関から提供を受けた特定信用情報を使用すること若しくは第三者に提供することを禁止しているか。（割販法第35条の3の59第1項、審査基準（別紙2）1.（2）④）

（12）（略）

### Ⅲ-4-2-3-3 クレジットカード番号等の適切な管理

#### 1. クレジットカード番号等の適切な管理に係る体制整備

（1）クレジットカード番号等の管理に関する社内規則等を整備しているか。（割販法省令第66条第1項第1号、第3号）

（2）（略）

（3）クレジットカード番号等の漏えい等の事故が発生し、又は発生したおそれがある場合の対応部署を定め、直ちに事故の状況を把握し、当該事故の発生状況に応じた事故の拡大防止措置を実施する体制を整備しているか。また、事故の対象となるクレジットカード番号等を速やかに特定し、事故の原因を究明するための調査を速やかに実施するための体制を整備しているか。クレジットカード決済システムからの漏えい等の事故の発生、又はそのおそれがある場合には、デジタルフォレンジック調査等の調査を実施する体制を整備しているか。（割販法省令第132条第1項第2号、審査基準（別紙2）2.（2）③）

（4）～（8）（略）

## 2. クレジットカード番号等の適切な管理の実施状況

(1) ~ (2) (略)

(3) クレジットカード番号等の取扱いを委託する場合、委託先との契約に当該委託先が実施すべきクレジットカード番号等の管理措置の内容、クレジットカード番号等の漏えい等の事故が発生し、又は発生したおそれがある場合の事故の状況把握及び自社への報告、事故の拡大防止措置、原因究明調査及び再発防止措置を実施することを定めているか。また、これらの措置を適切に実施できないと認められた場合には、契約内容を変更することや契約を解除することを定めているか。(割販法省令第133条第2項各号)

(4) クレジットカード番号等の取扱いを委託している委託先に対して監督を行い、必要に応じて指導を実施しているか。(割販法省令第133条第2項、審査基準(別紙2) 2. (2) ⑤)

### Ⅲ-4-2-4 その他

#### Ⅲ-4-2-4-1 委託先の管理

(1) ~ (5) (略)

(6) 委託先の管理に関する社内規則等を整備しているか。  
(割販法省令第66条第1項第3号、第68条の12第1項第3号)

#### Ⅲ-4-2-4-2 債権管理

(1) 支払遅延を理由とする契約解除又は期限の利益喪失につ

## 2. クレジットカード番号等の適切な管理の実施状況

(1) ~ (2) (略)

(3) クレジットカード番号等の取扱いを委託する場合、委託先との契約に当該委託先が実施すべきクレジットカード番号等の管理措置の内容、クレジットカード番号等の漏えい等の事故が発生し、又は発生したおそれがある場合の事故の状況把握及び自社への報告、事故の拡大防止措置、原因究明調査及び再発防止措置を実施することを定めているか。また、これらの措置を適切に実施できないと認められた場合には、契約内容を変更することや契約を解除することを定めているか。(割販法省令第132条第2項各号)

(4) クレジットカード番号等の取扱いを委託している委託先に対して監督を行い、必要に応じて指導を実施しているか。(割販法省令第133号第2項、審査基準(別紙2) 2. (2) ⑤)

### Ⅲ-4-2-4 その他

#### Ⅲ-4-2-4-1 委託先の管理

(1) ~ (5) (略)

(6) 委託先の管理に関する社内規則等を整備しているか。  
(割販法省令第66条第1項第2号)

#### Ⅲ-4-2-4-2 債権管理

(1) 支払遅延を理由とする契約解除又は期限の利益喪失につ

<p>いて、催告書の内容及び送付期日等は、法令の要件を満たし適正か。(割販法第30条の2の4第1項、<u>第30条の5の7、第35条の2の6第1項</u>)</p> <p><u>(2) 支払遅延を理由とする契約解除又は期限の利益喪失を行うための催告を電磁的方法により行っている場合には、当該催告を電磁的方法により行うことができる場合の法令の要件を満たしているか。(割販法省令第55条の3、第68条の6)</u></p> <p><u>(3) 支払遅延を理由とする契約解除又は期限の利益喪失を行うための催告を割販法省令第55条の4第1項第1号ロ又は第68条の7第1項第1号ロに規定する電磁的方法により行っている場合には、割販法省令第55条の4第2項第2号又は第68条の7第2項第2号の要件を満たしているか。(割販法第30条の2の4第1項、第35条の2の6第1項)</u></p> <p><u>(4) 割販法に定める契約解除又は期限の利益喪失の規定に反する特約を定めていないか。(割販法第30条の2の4第2項、<u>第35条の2の6第2項</u>)</u></p> <p><u>(5) ~ (8) (略)</u></p> <p>Ⅲ-4-2-4-3 犯収法に係る事項</p> <p>1. 取引時確認及び取引時確認記録の作成等 (略)</p> <p>2. 疑わしい取引の届出 (略)</p>	<p>いて、催告書の内容及び送付期日等は、法令の要件を満たし適正か。(割販法第30条の2の4第1項)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(2) 割販法に定める契約解除又は期限の利益喪失の規定に反する特約を定めていないか。(割販法第30条の2の4第2項)</u></p> <p><u>(3) ~ (6) (略)</u></p> <p>Ⅲ-4-2-4-3 犯収法に係る事項</p> <p>1. 取引時確認及び取引時確認記録の作成等 (略)</p> <p>2. 疑わしい取引の届出 (略)</p>
--	--

### 3. 取引時確認等の措置に係る体制整備

- (1) 取引時確認をした事項に係る情報を最新の内容に保つための措置を講じているか。(犯収法第11条、割販法省令第66条第1項第4号、第68条の12第1項第4号)
- (2) 取引時確認等の措置の実施に関する社内規則等を定めているか。(犯収法第11条、割販法省令第66条第1項第3号、第68条の12第1項第3号)
- (3) 取引時確認等の措置に関して役職員に対する教育訓練を実施することとしているか。(犯収法第11条、割販法省令第66条第1項第4号、第68条の12第1項第4号)
- (4) 取引時確認等の措置の的確な実施のために必要な監査その他の業務を統括管理する者を選任しているか。(犯収法第11条、割販法省令第66条第1項第4号、第68条の12第1項第4号)

### 4. 「マネロン・テロ資金供与対策ガイドライン」に記載された措置に係る体制整備

「マネロン・テロ資金供与対策ガイドライン」に記載された措置について、リスクに応じて、社内規則等を定め、これに基づき業務を実施する体制となっているか。(割販法省令第66条第1項第3号及び第4号、第68条の12第1項第3号及び第4号)

### 3. 取引時確認等の措置に係る体制整備

- (1) 取引時確認をした事項に係る情報を最新の内容に保つための措置を講じているか。(犯収法第11条、割販法省令第66条第1項第4号)
- (2) 取引時確認等の措置の実施に関する社内規則等を定めているか。(犯収法第11条、割販法省令第66条第1項第3号)
- (3) 取引時確認等の措置に関して役職員に対する教育訓練を実施することとしているか。(犯収法第11条、割販法省令第66条第1項第4号)
- (4) 取引時確認等の措置の的確な実施のために必要な監査その他の業務を統括管理する者を選任しているか。(犯収法第11条、割販法省令第66条第1項第4号)

### 4. 「マネロン・テロ資金供与対策ガイドライン」に記載された措置に係る体制整備

「マネロン・テロ資金供与対策ガイドライン」に記載された措置について、リスクに応じて、社内規則等を定め、これに基づき業務を実施する体制となっているか。(割販法省令第66条第1項第3号又は第4号)

Ⅲ－５ 個別信用購入あっせん業者の検査に当たっての検査項目  
(略)

Ⅲ－５－１ 基本事項、法令等遵守（コンプライアンス）体制等

Ⅲ－５－１－１ 財務要件等

Ⅲ－５－１－１－１ 財務比率等に関する義務

純資産額が法定基準を満たしているか。（割販法第35条の3  
の26第1項第2号、割販法政令第28条）

Ⅲ－５－１－１－２ 変更の届出

(略)

Ⅲ－５－１－２ 内部管理体制の整備

Ⅲ－５－１－２－１ 基本的体制整備

(略)

Ⅲ－５－１－２－２ 反社会的勢力による被害の防止

(略)

Ⅲ－５－１－２－３ 法令等遵守に係る実施状況

社内において法令、社内規則等の遵守状況の確認を行っている  
か。（割販法省令第101条第1項第4号）

なお、社内規則等を変更した場合に、関係部署及び担当者に確  
実に周知しているかについても確認する。

Ⅲ－５ 個別信用購入あっせん業者の検査に当たっての検査項目  
(略)

Ⅲ－５－１ 基本事項、法令等遵守（コンプライアンス）体制等

Ⅲ－５－１－１ 財務要件等

Ⅲ－５－１－１－１ 財務比率等に関する義務

純資産額が法定基準を満たしているか。（割販法第35条の3  
の26第1項第2号、割販法政令第26条）

Ⅲ－５－１－１－２ 変更の届出

(略)

Ⅲ－５－１－２ 内部管理体制の整備

Ⅲ－５－１－２－１ 基本的体制整備

(略)

Ⅲ－５－１－２－２ 反社会的勢力による被害の防止

(略)

Ⅲ－５－１－２－３ 法令等遵守に係る実施状況

社内において法令、社内規則等の遵守状況の確認を行っている  
か。（割販法省令第101条第1項第3号）

なお、社内規則等を変更した場合に、関係部署及び担当者に確  
実に周知しているかについても確認する。

Ⅲ－５－１－２－４ 社内教育  
(略)

Ⅲ－５－２ 業務の適切性

Ⅲ－５－２－１ 過剰与信防止

Ⅲ－５－２－１－１ 与信審査等

1. 与信審査に係る体制整備

(1) 個別支払可能見込額調査に係る社内規則等を整備しているか。(割販法省令第101条第1項第3号)

(2) 与信審査に係る手続及び与信基準に関する社内規則等を整備しているか。

なお、与信基準の見直しを必要に応じて行っているか、及び与信審査業務を委託している場合であっても与信契約の可否等に係る責任の主体は委託元であることが、社内規則等において明確になっているかについても確認する。

(割販法省令第101条第1項第3号)

(3) 個別支払可能見込額調査に関する責任部署及び責任者を明確に定めているか。(審査基準(別紙2)1.(2)

①)

(4) 個別支払可能見込額調査に係る調査事項及び調査方法並びに支払可能見込額の算定方法を適切かつ明確に定めているか。(審査基準(別紙2)1.(2)⑦)

なお、具体的には、支払可能見込額の算定に必要な事項を漏れなく定めているか、及びその調査方法を適切かつ明確に定めているかについても確認する。

(5) 個別支払可能見込額調査義務の適用除外の要件につい

Ⅲ－５－１－２－４ 社内教育  
(略)

Ⅲ－５－２ 業務の適切性

Ⅲ－５－２－１ 過剰与信防止

Ⅲ－５－２－１－１ 与信審査等

1. 与信審査に係る体制整備

(1) 個別支払可能見込額調査に係る社内規則等を整備しているか。(割販法省令第101条第1項第2号)

(2) 与信審査に係る手続及び与信基準に関する社内規則等を整備しているか。

なお、与信基準の見直しを必要に応じて行っているか、及び与信審査業務を委託している場合であっても与信契約の可否等に係る責任の主体は委託元であることが、社内規則等において明確になっているかについても確認する。

(割販法省令第101条第1項第2号)

(3) 支払可能見込額調査に関する責任部署及び責任者を明確に定めているか。(審査基準(別紙2)1.(2)①)

(4) 支払可能見込額調査に係る調査事項及び調査方法並びに支払可能見込額の算定方法を適切かつ明確に定めているか。(審査基準(別紙2)1.(2)⑦)

なお、具体的には、支払可能見込額の算定に必要な事項を漏れなく定めているか、及びその調査方法を適切かつ明確に定めているかについても確認する。

(5) 支払可能見込額調査義務の適用除外の要件について、法

て、法令に基づき適切かつ明確に定めているか。（審査基準（別紙2）1.（2）⑥）

なお、具体的には、特定契約以外の契約であって、耐久性を有し定型的な条件で販売するのに適した10万円以下の生活必需品に係るクレジット契約について、適用除外の要件として明確に定めているかについても確認する。

(6) **個別**支払可能見込額を超える与信の禁止義務の適用除外の要件について、法令に基づき適切かつ明確に定めているか。（審査基準（別紙2）1.（2）⑧）

(7) **個別**支払可能見込額調査及び支払可能見込額を超える与信の禁止義務の履行状況について定期的に事後検証を行い、問題があれば業務の見直しを行うこととしているか。（審査基準（別紙2）1.（2）⑨）

(8) **個別**支払可能見込額調査（Ⅲ-5-2-3-2（5）及び（6）の同意取得を含む。）に関する記録の作成及び保存に関して、記録事項、保存方法及び保存期間を適切かつ明確に定めているか。（審査基準（別紙2）1.（2）⑩）  
⑩）なお、具体的な記録事項として、支払可能見込額の算定結果を検証するために必要な内容となっているかについても確認する。

(9)（略）

(10) 購入者等から徴収する手数料について、出資法第5条第2項に規定される割合を超えていないか。また、購入者等から個別信用購入あっせんに係る手数料を徴収しない場合には、手数料率、現金販売価格又は現金提供価格及び支払総額の記載等により、個別信用購入あっせんの手数を

令に基づき適切かつ明確に定めているか。（審査基準（別紙2）1.（2）⑥）

なお、具体的には、特定契約以外の契約であって、耐久性を有し定型的な条件で販売するのに適した10万円以下の生活必需品に係るクレジット契約について、適用除外の要件として明確に定めているかについても確認する。

(6) 支払可能見込額を超える与信の禁止義務の適用除外の要件について、法令に基づき適切かつ明確に定めているか。（審査基準（別紙2）1.（2）⑧）

(7) 支払可能見込額調査及び支払可能見込額を超える与信の禁止義務の履行状況について定期的に事後検証を行い、問題があれば業務の見直しを行うこととしているか。（審査基準（別紙2）1.（2）⑨）

(8) 支払可能見込額調査（Ⅲ-5-2-3-2（5）及び（6）の同意取得を含む。）に関する記録の作成及び保存に関して、記録事項、保存方法及び保存期間を適切かつ明確に定めているか。（審査基準（別紙2）1.（2）⑩）  
なお、具体的な記録事項として、支払可能見込額の算定結果を検証するために必要な内容となっているかについても確認する。

(9)（略）

(10) 購入者等から徴収する手数料について、出資法第5条第2項に規定される割合を超えていないか。また、購入者等から個別信用購入あっせんに係る手数料を徴収しない場合には、手数料率、現金販売価格又は現金提供価格及び支払総額の記載等により、個別信用購入あっせんの手数を

徴収しない旨を明確にしているか。(本基本方針 II-2-2-1-3)

## 2. 与信審査の実施状況

- (1) 与信審査を社内規則等に基づき行っているか。(割販法省令第101条第1項第4号)なお、社内規則上の決裁権限者と与信額毎の決裁者との整合性を図っているか、及び個別支払可能見込額調査結果を反映し、総合的に判断する与信基準となっているかについても確認する。
- (2) 適用除外規定に基づき個別支払可能見込額を超えて与信を行った場合に、その判断事由は適正か。(割販法省令第74条第1項)

## 3. 個別支払可能見込額調査の実施状況

- (1) (略)
- (2) 個別支払可能見込額調査により得られた年収を加算しているか。(審査基準(別紙3)1.)
- (3) (略)
- (4) 個別支払見込債務額を減算しているか。(審査基準(別紙3)3.)
- (5) 個別支払可能見込額調査により得られた預貯金に関する情報を基礎として合理的に算定した額を必要に応じて加算しているか。(審査基準(別紙3)4.)なお、預貯金の調査は、利用者の希望により個別支払可能見込額調査で預貯金の額を加算する必要がある場合等、利用者の利益の保護を図るため必要があると認める場合に限定しているこ

徴収しない旨を明確にしているか。(本基本方針 II-2-2-1-1(6))

## 2. 与信審査の実施状況

- (1) 与信審査を社内規則等に基づき行っているか。(割販法省令第101条第1項第3号)なお、社内規則上の決裁権限者と与信額毎の決裁者との整合性を図っているか、及び個別支払可能見込額調査結果を反映し、総合的に判断する与信基準となっているかについても確認する。
- (2) 適用除外規定に基づき個別支払可能見込額調査結果を超えて与信を行った場合に、その判断事由は適正か。(割販法省令第74条第1項)

## 3. 個別支払可能見込額調査の実施状況

- (1) (略)
- (2) 支払可能見込額調査により得られた年収を加算しているか。(審査基準(別紙3)1.)
- (3) (略)
- (4) 支払見込債務額を減算しているか。(審査基準(別紙3)3.)
- (5) 支払可能見込額調査により得られた預貯金に関する情報を基礎として合理的に算定した額を必要に応じて加算しているか。(審査基準(別紙3)4.)なお、預貯金の調査は、利用者の希望により支払可能見込額調査で預貯金の額を加算する必要がある場合等、利用者の利益の保護を図るため必要があると認める場合に限定していることについ

とについても確認する。

- (6) **個別**支払可能見込額調査により得られた流動資産（預貯金を除く。）に関する情報を基礎として、換金可能性に留意しつつ、合理的に算定した額を必要に応じて加算しているか。（審査基準（別紙3）5.）
- (7) **個別**支払可能見込額調査により得られた固定資産に関する情報を基礎として、換金可能性に特に留意しつつ、合理的に算定した額を必要に応じて加算しているか。ただし、生活に必要な固定資産については加算することができないことに留意が必要。（審査基準（別紙3）6.）
- (8) 上記（2）から（7）までに定める事項以外の事項であって**個別**支払可能見込額調査により得られたものを基礎として合理的に算定した額を必要に応じて加算又は減算しているか。（審査基準（別紙3）7.）
- (9) ～（11）（略）

#### 4. 個別支払可能見込額調査に係る記録の作成等 （略）

#### 5. 特定取引に係るクレジット契約時調査

- (1) 特定取引に係るクレジット契約時調査に係る社内規則等を整備しているか。（割販法省令第101条第1項第3号）
- (2) ～（7）（略）

### Ⅲ－5－2－2 公正かつ適切な取引の確保

ても確認する。

- (6) 支払可能見込額調査により得られた流動資産（預貯金を除く。）に関する情報を基礎として、換金可能性に留意しつつ、合理的に算定した額を必要に応じて加算しているか。（審査基準（別紙3）5.）
- (7) 支払可能見込額調査により得られた固定資産に関する情報を基礎として、換金可能性に特に留意しつつ、合理的に算定した額を必要に応じて加算しているか。ただし、生活に必要な固定資産については加算することができないことに留意が必要。（審査基準（別紙3）6.）
- (8) 上記（2）から（7）までに定める事項以外の事項であって支払可能見込額調査により得られたものを基礎として合理的に算定した額を必要に応じて加算又は減算しているか。（審査基準（別紙3）7.）
- (9) ～（11）（略）

#### 4. 個別支払可能見込額調査に係る記録の作成等 （略）

#### 5. 特定取引に係るクレジット契約時調査

- (1) 特定取引に係るクレジット契約時調査に係る社内規則等を整備しているか。（割販法省令第101条第1項第2号）
- (2) ～（7）（略）

### Ⅲ－5－2－2 公正かつ適切な取引の確保

Ⅲ-5-2-2-1 書面の交付  
(略)

Ⅲ-5-2-2-2 加盟店管理

1. 加盟店管理に係る体制整備

- (1) 加盟店の調査に係る社内規則等を整備しているか。(割  
販法省令第101条第1項第3号)なお、中間事業者を介  
して個別信用購入あっせん業者と契約関係を有する加盟店  
についても加盟店調査の対象となることに留意すること。  
(2)～(6) (略)

2. 特定取引に係る加盟店管理に係る実施状況

- (1) (略)  
(2) 特定取引に係る加盟店契約時調査内容は、法定事項を満  
たしているか。(割販法省令第75条第1号、割販法省令  
第76条第3項から第9項まで)  
(3)～(5) (略)

Ⅲ-5-2-2-3 苦情処理

1. 苦情処理に係る体制整備

- (1) 苦情処理(加盟店に係る苦情対応調査を含む)に関する  
社内規則等を整備しているか。(割販法省令第101条第  
1項第2号及び第3号)  
(2)～(14) (略)

Ⅲ-5-2-2-1 書面の交付  
(略)

Ⅲ-5-2-2-2 加盟店管理

1. 加盟店管理に係る体制整備

- (1) 加盟店の調査に係る社内規則等を整備しているか。(割  
販法省令第101条第1項第2号)なお、中間事業者を介  
して個別信用購入あっせん業者と契約関係を有する加盟店  
についても加盟店調査の対象となることに留意すること。  
(2)～(6) (略)

2. 特定取引に係る加盟店管理に係る実施状況

- (1) (略)  
(2) 特定取引に係る加盟店契約時調査内容は、法定事項を満  
たしているか。(割販法省令第75条第1号、割販法省令  
第76条第3項～第9項)  
(3)～(5) (略)

Ⅲ-5-2-2-3 苦情処理

1. 苦情処理に係る体制整備

- (1) 苦情処理(加盟店に係る苦情対応調査を含む)に関する  
社内規則等を整備しているか。(割販法省令第101条第  
1項第1号及び第2号)  
(2)～(14) (略)

<p><b>2. 苦情対応の実施状況</b></p> <p>(1) ～ (5) (略)</p> <p>(6) 購入者等からの苦情があった場合は、必要に応じて担当者及び関係部署に伝達しているか。(割販法省令第101条第1項第2号)</p> <p>(7) 加盟店に係る苦情対応調査の記録を関係部署と共有するとともに、経営陣に定期的に報告しているか。(割販法省令第101条第1項第2号)</p> <p><b>3. 苦情対応調査等の実施</b> (略)</p> <p><b>4. 苦情対応に係る記録の作成等</b></p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>(4) 加盟店に係る苦情対応調査の記録を適正に作成及び保存しているか。(割販法省令第101条第1項第2号)</p> <p><b>5. 購入者等からのクーリング・オフ、過量解除、取消しへの対応に係る体制</b></p> <p>(1) クレジット契約のクーリング・オフ及び過量販売に係る与信契約の申込みの撤回等、与信契約の申込み等の意思表示の取消しに関する社内規則等を整備しているか。(割販法省令第101条第1項第3号)</p> <p>(2) ～ (3) (略)</p> <p><b>6. 抗弁に係る対応</b></p>	<p><b>2. 苦情対応の実施状況</b></p> <p>(1) ～ (5) (略)</p> <p>(6) 購入者等からの苦情があった場合は、必要に応じて担当者及び関係部署に伝達しているか。(割販法省令第101条第1項第1号)</p> <p>(7) 加盟店に係る苦情対応調査の記録を関係部署と共有するとともに、経営陣に定期的に報告しているか。(割販法省令第101条第1項第1号)</p> <p><b>3. 苦情対応調査等の実施</b> (略)</p> <p><b>4. 苦情対応に係る記録の作成等</b></p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>(4) 加盟店に係る苦情対応調査の記録を適正に作成及び保存しているか。(割販法省令第101条第1項第1号)</p> <p><b>5. 購入者等からのクーリング・オフ、過量解除、取消しへの対応に係る体制</b></p> <p>(1) クレジット契約のクーリング・オフ及び過量販売に係る与信契約の申込みの撤回等、与信契約の申込み等の意思表示の取消しに関する社内規則等を整備しているか。(割販法省令第101条第1項第2号)</p> <p>(2) ～ (3) (略)</p> <p><b>6. 抗弁に係る対応</b></p>
--	--

(略)

### Ⅲ-5-2-3 適切な情報管理

#### Ⅲ-5-2-3-1 情報の管理

(1)～(8) (略)

(9) 購入者等に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪の経歴についての情報その他の特別の非公開情報を、信用分野ガイドライン2. (2) 1) ①～⑧に列挙する場合を除き、利用、取得又は第三者提供を行わない措置を講じているか。また、上記の場合に該当し、非公開情報を取得した場合には、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外に使用しないことを確保するための措置を講じているか。(割販法省令第91条)

(10) (略)

#### Ⅲ-5-2-3-2 特定信用情報の提供等

(1)～(2) (略)

(3) 特定信用情報の提供等に係る体制を社内規則等に基づき整備しているか。(割販法省令第101条第1項第3号)

(4)～(5) (略)

(6) 特定信用情報提供契約を締結し、購入者等を相手方とする個別信用購入あっせん関係受領契約を締結しようとする場合には、書面又は電磁的方法により、あらかじめ、次の①から③に掲げる同意を得ることとしているか。(審査基準(別紙2)1.(2)③)

①～② (略)

(略)

### Ⅲ-5-2-3 適切な情報管理

#### Ⅲ-5-2-3-1 情報の管理

(1)～(8) (略)

(9) 購入者等に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪の経歴についての情報その他の特別の非公開情報を、信用分野ガイドライン2. (2) 1) ①～⑦に列挙する場合を除き、利用、取得又は第三者提供を行わない措置を講じているか。また、上記の場合に該当し、非公開情報を取得した場合には、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外に使用しないことを確保するための措置を講じているか。(割販法省令第91条)

(10) (略)

#### Ⅲ-5-2-3-2 特定信用情報の提供等

(1)～(2) (略)

(3) 特定信用情報の提供等に係る体制を社内規則等に基づき整備しているか。(割販法省令第101条第1項第2号)

(4)～(5) (略)

(6) 特定信用情報提供契約を締結し、購入者等を相手方とする個別信用購入あっせん関係受領契約を締結しようとする場合には、書面又は電磁的方法により、あらかじめ、次の①から③に掲げる同意を得ることとしているか。(審査基準(別紙2)1.(2)③)

①～② (略)

③ 加入指定信用情報機関以外の他の指定信用情報機関に加入している信用購入あっせん業者の依頼に基づく当該他の指定信用情報機関からの提供の依頼に応じ、加入指定信用情報機関が当該他の指定信用情報機関に加入している信用購入あっせん業者に対し、上記①の基礎特定信用情報を提供する旨の同意

(7) ~ (12) (略)

### Ⅲ-5-2-4 その他

#### Ⅲ-5-2-4-1 委託先の管理

(1) (略)

(2) 委託先を適正に選定するための基準及び手続を定めているか。(審査基準(別紙2) 1. (4) ①)

(3) ~ (5) (略)

(6) 委託先の管理に関する社内規則等を整備しているか。(割販法省令第101条第1項第3号)

#### Ⅲ-5-2-4-2 債権管理

(1) 支払遅延を理由とする契約解除又は期限の利益喪失について、催告書の内容及び送付期日等は、法令の要件を満たし適正か。(割販法第35条の3の17第1項)

(2) ~ (6) (略)

Ⅲ-6 クレジットカード番号等取扱業者(包括信用購入あっせん業者及び加盟店を除く。)の検査に当たっての検査項目

③ 加入指定信用情報機関以外の他の指定信用情報機関に加入している信用購入あっせん業者の依頼に基づく当該他の指定信用情報機関からの提供の依頼に応じ、加入指定信用情報機関が当該他の指定信用情報機関に加入している信用購入あっせん業者に対し、上記①の基礎特定信用情報を提供する旨の同意

(7) ~ (12) (略)

### Ⅲ-5-2-4 その他

#### Ⅲ-5-2-4-1 委託先の管理

(1) (略)

(2) 委託先を適正に選定するための基準及び手続~~き~~を定めているか。(審査基準(別紙2) 1. (4) ①)

(3) ~ (5) (略)

(6) 委託先の管理に関する社内規則等を整備しているか。(割販法省令第101条第1項第2号)

#### Ⅲ-5-2-4-2 債権管理

(1) 支払遅延を理由とする契約解除又は期限の利益喪失について、催告書の内容及び送付期日等は、法令の要件を満たし適正か。(割販法省令第101条第1項第4号、割販法第35条の3の17第1項)

(2) ~ (6) (略)

(新設)

クレジットカード番号等取扱業者に対する検査に当たっては、下記の各検査項目に則して、クレジットカード番号等の管理に係る業務実態を確認するものとする。当該検査項目は、クレジットカード番号等取扱業者に対する業務改善の指摘、行政処分の判断基準ともなることから、検査官はクレジットカード番号等取扱業者による当該検査項目の充足状況を適確に把握することに努めなければならない。

### Ⅲ－６－１ クレジットカード番号等の適切な管理

#### １. クレジットカード番号等の適切な管理に係る体制整備

(１) クレジットカード番号等の適切な管理を行う責任部署及び責任者を明確に定めているか。(基本方針Ⅱ－２－２－５－１(１))

(２) クレジットカード番号等の漏えい等の事故が発生し、又は発生したおそれがある場合の対応部署を定め、直ちに事故の状況を把握し、当該事故の発生状況に応じた事故の拡大防止措置を実施する体制を整備しているか。また、事故の対象となるクレジットカード番号等を速やかに特定し、事故の原因を究明するための調査を速やかに実施するための体制を整備しているか。クレジットカード決済システムからの漏えい等の事故の発生、又はそのおそれがある場合には、デジタルフォレンジック調査等の調査を実施する体制を整備しているか。(割販法省令第132条第2号)

(３) クレジットカード番号等の漏えい等の事故が発生し、又は発生したおそれがある場合に、類似の漏えい等の事故を再発防止するための措置を検討し、実施する体制を整備し

ているか。(割販法省令第132条第4号)

(4) クレジットカード番号等の漏えい等の事故が発生し、又は発生したおそれがある場合に関係機関、関係事業者への連絡体制を整備しているか。事故発生時に迅速かつ適切な対応を実施するよう役職員に周知しているか。(割販法省令第132条第2号)

(5) クレジットカード番号等の取扱いを外部委託する場合は、委託先への指導及び監督を適切に行うための基準が明確になっているか。(本基本方針Ⅱ-2-2-5-1(9))

(6) 委託先においてクレジットカード番号等の漏えい等の事故が発生し、又は発生したおそれがある場合の対応部署を明確化し、事故の状況把握及び自社への報告、事故の拡大防止、原因究明調査及び再発防止措置等の実施を指導する体制を整備しているか。(割販法省令第133条第2項各号)

## 2. クレジットカード番号等の適切な管理の実施状況

(1) クレジットカード番号等の管理者を限定する等、自社の役職員によるクレジットカード番号等の不正な取扱いを防止するための措置を講じているか。(割販法省令第132条第5号)

(2) ガイドラインの対象となるクレジットカード番号等について、ガイドラインに掲げられた漏えい等の事故の防止措置又はそれと同等以上の措置を講ずることを定め、これらの措置を講じているか。また、毎年のガイドラインの見直

し等を踏まえて、自社の漏えい等の事故の防止措置について見直しているか。

ガイドラインの対象ではないクレジットカード番号等については、不正利用のリスク等に応じて必要かつ適切な漏えい等の事故の防止措置を定め、当該措置を実施しているか。（割販法省令第132条第1号）

(3) クレジットカード番号等の取扱いを委託する場合、委託先との契約に当該委託先が実施すべきクレジットカード番号等の管理措置の内容、クレジットカード番号等の漏えい等の事故が発生し、又は発生したおそれがある場合の事故の状況把握及び自社への報告、事故の拡大防止措置、原因究明調査及び再発防止措置を実施することを定めているか。また、これらの措置を適切に実施できないと認められた場合には、契約内容を変更することや契約を解除することを定めているか。（割販法省令第133条第2項各号）

(4) クレジットカード番号等の取扱いを委託している委託先に対して監督を行い、必要に応じて指導を実施しているか。（割販法省令第133条第2項）

Ⅲ－7 クレジットカード番号等取扱契約締結事業者の検査に当た  
る検査項目

(略)

Ⅲ－7－1 基本事項、法令等遵守（コンプライアンス）体制等

Ⅲ－6 クレジットカード番号等取扱契約締結事業者の検査に当た  
る検査項目

(略)

Ⅲ－6－1 基本事項、法令等遵守（コンプライアンス）体制等

Ⅲ-7-1-1 変更届出  
(略)

Ⅲ-7-1-2 内部管理体制の整備

Ⅲ-7-1-2-1 基本的体制整備

(1) 内部管理部門を設置し、責任者を明確に定めているか。  
(審査基準(別紙2)4(1.(1)①))

(2) 内部監査部署(独立性が担保されていれば、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者の規模に鑑み、内部監査部署の設置に代えて、外部監査を利用してよい。)を設け、実効性が確保された状況であるか。(審査基準(別紙2)4(1.(1)②))

(3)～(5) (略)

Ⅲ-7-1-2-2 反社会的勢力による被害の防止

(1)～(3) (略)

(4) (略)

①～③ (略)

④ いかなる理由であれ、反社会的勢力であることが判明した場合には与信や不適切又は異例な取引を行わないこと。(本基本方針Ⅱ-2-1-2(3))

(5) (略)

Ⅲ-6-1-1 変更届出  
(略)

Ⅲ-6-1-2 内部管理体制の整備

Ⅲ-6-1-2-1 基本的体制整備

(1) 法令等を遵守した業務を行っているかどうかを監督する部署(以下「内部管理部門」という。)を設置し、責任者を明確に定めているか。(審査基準(別紙2)4(1.(1)①))

(2) 営業部門とは独立した監査部署(以下「内部監査部署」という。)独立性が担保されていれば、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者の規模に鑑み、内部監査部署の設置に代えて、外部監査を利用してよい。)を設け、実効性が確保された状況であるか。(審査基準(別紙2)4(1.(1)②))

(3)～(5) (略)

Ⅲ-6-1-2-2 反社会的勢力による被害の防止

(1)～(3) (略)

(4) (略)

①～③ (略)

④ いかなる理由であれ、反社会的勢力であることが判明した場合には与信や不適切又は異例な取引を行わないこと。(本基本方針Ⅱ-2-1-2(3))

(5) (略)

Ⅲ-7-1-2-3 法令等遵守に係る実施状況  
(略)

Ⅲ-7-1-2-4 社内教育  
(略)

Ⅲ-7-2 業務の適切性

Ⅲ-7-2-1 加盟店調査及び措置

1. 加盟店調査及び措置に係る社内体制の整備  
(略)

2. 加盟店調査及び措置

(1) ~ (3) (略)

(削る)

(削る)

(4) 定期調査のうち、割販法省令第133条の7第2項に定める調査について、当該調査の前、最後に実施した定期調査等により確認した当該加盟店が実施する措置の基準の適合状況等を踏まえた実施頻度を定めて実施しているか。  
(審査基準(別紙2)4.(1)⑤)

Ⅲ-6-1-2-3 法令等遵守に係る実施状況  
(略)

Ⅲ-6-1-2-4 社内教育  
(略)

Ⅲ-6-2 業務の適切性

Ⅲ-6-2-1 加盟店調査及び措置

1. 加盟店調査及び措置に係る社内体制の整備  
(略)

2. 加盟店調査及び措置

(1) ~ (3) (略)

(4) 基本的事項、取扱商材に変更があった場合に加盟店がクレジットカード番号等取扱契約締結事業者に報告する旨を加盟店契約に規定する等、基本的事項等の変更を把握するための措置を講じているか。(割販法省令第133条の3第1項第3号)

(5) 定期調査について、基本的事項、取扱商材に関しては、1年に1度を目安とした実施頻度を定めて実施しているか。(審査基準(別紙2)4.(1)⑤)

(6) 割販法省令第133条の7第3項に定める調査について、当該調査の前、最後に実施した定期調査等により確認した当該加盟店が実施する措置の基準の適合状況等を踏まえた実施頻度を定めて実施しているか。(審査基準(別紙2)4.(1)⑤)

(5) 定期調査のうち、割販法省令第133の7第3項に定める調査について、自社で把握する加盟店に対する購入者等の利益の保護に欠ける行為に係る苦情の発生状況を踏まえた実施頻度及び調査方法を定めて調査を実施しているか。

(審査基準(別紙2)4.(1)⑤)

(6) 定期調査のうち、割販法省令第133条の7第4項に定める調査について、自社で把握する加盟店の漏えい等の事故又は不正利用の発生状況に鑑み、漏えい等の事故又は不正利用の防止措置の実施状況、取引の種類、取扱商材に関する情報等を踏まえた危険性の程度を判断し、実施頻度及び調査方法を定めて実施しているか。

(審査基準(別紙2)4.(1)⑤)

(7) 随時調査のうち、割販法省令第133条の8第1号に定める事項の調査については、基本的事項又は取扱商材に変更があった場合に加盟店がクレジットカード番号等取扱契約締結事業者に報告する旨を加盟店契約に規定する方法その他の適切な方法により、基本的事項等の変更を把握するための措置を講じているか。

(審査基準(別紙2)4.(1)⑥)

(8) 随時調査のうち、割販法省令第133条の8第2号から第6号までに定める事項の調査について、調査を実施する基準を定め、当該基準に応じて調査を実施しているか。

(審査基準(別紙2)4.(1)⑥)

(9) ~ (11) (略)

### Ⅲ-7-2-2 委託先の管理

(7) 割販法省令第133の7第4項に定める調査について、自社で把握する加盟店に対する購入者等の利益の保護に欠ける行為に係る苦情の発生状況を踏まえた実施頻度及び調査方法を定めて調査を実施しているか。

(審査基準(別紙2)4.(1)⑤)

(8) 割販法省令第133条の7第5項に定める調査について、自社で把握する加盟店の漏えい等の事故又は不正利用の発生状況に鑑み、漏えい等の事故又は不正利用の防止措置の実施状況、取引の種類、取扱商材に関する情報等を踏まえた危険性の程度を判断し、実施頻度及び調査方法を定めて実施しているか。

(審査基準(別紙2)4.(1)⑤)

(新設)

(9) 随時調査について、調査を実施する基準を定め、当該基準に応じて調査を実施しているか。

(審査基準(別紙2)4.(1)⑥)

(10) ~ (12) (略)

### Ⅲ-6-2-2 委託先の管理

- (1) (略)
- (2) 委託先を適正に選定するための基準及び手続を定めているか。(割販法省令第133条の3第1項第2号、審査基準(別紙2)4.(1)⑫)
- (3) 委託先における業務状況を定期的に確認し、また、問題がある場合には改善を求めるなど適切な監督を行うこととなっているか。(割販法省令第133条の3第1項第2号、審査基準(別紙2)4.(1)⑬)
- (4) 委託先が法令違反行為を行ったような場合には、速やかに当該委託契約を解除すること等により、購入者等の利益の保護を図ることが明確になっているか。(割販法省令第133条の3第1項第2号、審査基準(別紙2)4.(1)⑭)
- (5) (略)

### Ⅲ-7-2-3 クレジットカード番号等の管理

#### 1. クレジットカード番号等の取扱い

- (1) クレジットカード番号等の管理に関する社内規則等を整備しているか。(割販法省令第133条の3第1項第2号)
- (2) クレジットカード番号等の適切な管理を行う責任部署及び責任者を明確に定めているか。(割販法省令第133条の3第1項第2号、審査基準(別紙2)4.(2)①)
- (3) ~ (7) (略)

#### 2. クレジットカード番号等の適切な管理の実施状況

- (1) (略)
- (2) 委託先を適正に選定するための基準及び手続~~き~~を定めているか。(審査基準(別紙2)4.(1)⑫)
- (3) 委託先における業務状況を定期的に確認し、また、問題がある場合には改善を求めるなど適切な監督を行うこととなっているか。(審査基準(別紙2)4.(1)⑬)
- (4) 委託先が法令違反行為を行ったような場合には、速やかに当該委託契約を解除すること等により、購入者等の利益の保護を図ることが明確になっているか。(審査基準(別紙2)4.(1)⑭)
- (5) (略)

### Ⅲ-6-2-3 クレジットカード番号等の管理

#### 1. クレジットカード番号等の取扱い

- (1) クレジットカード番号等の管理に関する社内規則等を整備しているか。(割販法省令第133条の3第1項第2号、第3号)
- (2) クレジットカード番号等の適切な管理を行う責任部署及び責任者を明確に定めているか。(審査基準(別紙2)4.(2)①)
- (3) ~ (7) (略)

#### 2. クレジットカード番号等の適切な管理の実施状況

(略)

### 3. 購入者情報等の取扱い

(略)

(参考) 信用購入あっせん業者等の監督に係る諸手続

#### 1 信用購入あっせん業者及びクレジットカード番号等取扱契約締結事業者の登録等の申請

信用購入あっせん業者及びクレジットカード番号等取扱契約締結事業者の登録（割販法第32条第1項、第35条の2の9第1項、第35条の3の24第1項及び第35条の17の3第1項）、変更の認定（割販法第30条の5の4第3項）、変更の登録（割販法第35条の2の12第1項）、変更の届出（割販法第33条の3第1項、第35条の2の13第1項、第35条の3の28第1項及び第35条の17の6第1項）、登録の更新（割販法第35条の3の27第2項）に係る申請、登録簿の閲覧等の事務手続については、以下のとおり取り扱うものとする。

##### 1-1 登録等の申請

(1) 認定包括信用購入あっせん業者の認定の申請を行う者は、割販法省令第61条第2項（様式第13の2）による申請書及び同条第3項に定める添付書類を作成し、経済産業省本省担当課に提出しなければならない。

(2) 変更の認定の申請を行う認定包括信用購入あっせん業者は、割販法省令第62条の2第1項（様式第13の3）による申請書及び同条第2項に定める添付書類を作成し、経済産業省本省担当課

(略)

### 3. 購入者情報等の取扱い

(略)

(参考) 信用購入あっせん業者等の監督に係る諸手続

#### 1 信用購入あっせん業者及びクレジットカード番号等取扱契約締結事業者の登録等の申請

信用購入あっせん業者及びクレジットカード番号等取扱契約締結事業者の登録（割販法第32条第1項、割販法第35条の3の24第1項及び第35条の17の3第1項）、変更の届出（割販法第33条の3第1項、第35条の3の28第1項及び第35条の17の6第1項）、登録の更新（割販法第35条の3の27第2項）に係る申請、登録簿の閲覧等の事務手続については、以下のとおり取り扱うものとする。

##### 1-1 登録の申請

(新設)

(新設)

に提出しなければならない。

(3) 登録包括信用購入あっせん業者、登録個別信用購入あっせん業者又はクレジットカード番号等取扱契約締結事業者の登録の申請を行う者は、割販法省令第63条第1項（様式第14）、第99条第1項（様式第16）又は第133条の2第1項（様式第26の2）による申請書及び割販法省令第63条第2項、第99条第2項又は第133条の2第2項に定める添付書類を作成し、主管局担当課に提出しなければならない。

(4) 変更の届出を行う登録包括信用購入あっせん業者、登録個別信用購入あっせん業者又はクレジットカード番号等取扱契約締結事業者は、割販法省令第67条第1項（様式第15）、第102条第1項（様式第17）又は第133条の4第1項（様式第26の3）による届出書及び第67条第2項、第102条第2項又は第133条の4第2項に定める添付書類を作成し、主管局担当課に提出しなければならない。

(5) 登録少額包括信用購入あっせん業者の登録の申請を行う者は、割販法省令第68条の9第1項（様式第15の3）による申請書及び同条第2項に定める添付書類を作成し、経済産業省本省担当課に提出しなければならない。

(6) 変更の登録の申請を行う登録少額包括信用購入あっせん業者は、割販法省令第68条の14第1項（様式第15の4）による申請書及び同条第2項に定める添付書類を作成し、経済産業省本省担当課に提出しなければならない。

(7) 変更の届出を行う登録少額包括信用購入あっせん業者は、割販法省令第68条の15第1項（様式第15条の5）による申請書及び同条第2項に定める添付書類を作成し、経済産業省本省担当

(1) 登録の申請を行う者は、割販法省令第63条第1項（様式第14）、第99条第1項（様式第16）又は第133条の2第1項（様式第26の2）による申請書及び割販法省令第63条第2項、第99条第2項又は第133条の2第2項に定める添付書類を作成し、主管局担当課に提出しなければならない。

(2) 変更の届出を行う者は、割販法省令第67条第1項（様式第15）、第102条第1項（様式第17）又は第133条の4第1項（様式第26の3）による届出書及び第67条第2項、第102条第2項又は第133条の4第2項に定める添付書類を作成し、主管局担当課に提出しなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

課に提出しなければならない。

(8) 個別信用購入あっせん業の登録の更新の申請は、上記(3)の申請書及び添付書類を作成し、主管局担当課に提出しなければならない。なお、登録の有効期間満了日の3月前から提出することができる。

#### 1-2 登録等の申請の審査

(1) 登録等の申請審査は、原則、申請者から提出された登録申請書等に基づく書面審査によるが、場合により、以下の対応が求められることに留意すること。

(2) (略)

#### 1-3 登録等の申請の処理

(1) 認定包括信用購入あっせん業者の認定(変更の認定を含む。)  
(4)において同じ。)の申請の審査の結果、認定が行われた場合には、経済産業省本省担当課より、申請者に認定済通知書を交付する。

(2) 登録包括信用購入あっせん業者、登録個別信用購入あっせん業者又はクレジットカード番号等取扱契約締結事業者の登録申請の審査の結果、登録が行われた場合には、主管局担当課より、申請者に登録済通知書を交付する。

(3) 登録少額包括信用購入あっせん業者の登録(変更の登録を含む。)  
(6)において同じ。)の申請の審査の結果、登録が行われた場合には、経済産業省本省担当課より、申請者に登録済通知書を交付する。

(4) 認定包括信用購入あっせん業者の認定を受けられない場合は、

(3) 個別信用購入あっせん業の登録の更新の申請は、上記(1)の申請書及び添付書類を作成し、主管局担当課に提出しなければならない。なお、登録の有効期間満了日の3月前から提出することができる。

#### 1-2 登録の申請の審査

(1) 登録の申請審査は、原則、申請者から提出された登録申請書等に基づく書面審査によるが、場合により、以下の対応が求められることに留意すること。

(2) (略)

#### 1-3 登録の申請の処理

(新設)

(1) 登録申請の審査の結果、登録が行われた場合には、主管局担当課より、申請者に登録済通知書を交付する。

(新設)

(新設)

経済産業省本省担当課より申請者に認定を行わない旨の通知書が交付され、拒否の理由が明示される。

(5) 登録包括信用購入あっせん業者、登録個別信用購入あっせん業者又はクレジットカード番号等取扱契約締結事業者の登録が拒否された場合は、主管局担当課より、申請者に登録拒否通知書が交付され、拒否の理由が明示される。なお、登録が拒否される場合には、割販法第42条第1項の規定による意見の聴取が実施される。

(6) 登録少額包括信用購入あっせん業者の登録が拒否された場合は、経済産業省本省担当課より申請者に登録拒否通知書が交付され、拒否の理由が明示される。なお、登録が拒否される場合には、割販法第42条第1項の規定による意見の聴取が実施される。

(7) 登録個別信用購入あっせん業者の登録の更新を拒否したとき又は登録の更新の申請書を受け付けた後に申請者から申請の取下げがあったときは、登録更新手数料を返還しないものとする。

#### 1-4 変更の届出の処理

(1) 登録包括信用購入あっせん業者、登録個別信用購入あっせん業者又はクレジットカード番号等取扱契約締結事業者の変更事項が主管局の管轄区域を越える主たる営業所の所在地の変更である場合は、当該変更に係る変更届出は、変更後の主たる営業所の所在地を管轄する経済産業局が届出窓口となる。

(2) 登録包括信用購入あっせん業者、登録少額包括信用購入あっせん業者、登録個別信用購入あっせん業者又はクレジットカード番号等取扱契約締結事業者から届出のあった事項は登録簿に登録さ

(2) 登録が拒否された場合は、申請者に登録拒否通知書が交付され、拒否の理由が明示される。なお、登録が拒否される場合には、割販法第42条第1項の規定による意見の聴取が実施される。

(新設)

(3) 登録個別信用購入あっせん業者の登録の更新を拒否したとき又は登録の更新の申請書を受け付けた後に申請者から申請の取下げがあったときは、登録更新手数料を返還しないものとする。

#### 1-4 変更の届出の処理

(1) 変更事項が主管局の管轄区域を越える主たる営業所の所在地の変更である場合は、当該変更に係る変更登録申請は、変更後の主たる営業所の所在地を管轄する経済産業局が申請窓口となる。

(2) 届出のあった事項は登録簿に登録され、当該事項が登録拒否事由に該当することとなった場合には、登録取消が行われる。

れ、当該事項が登録拒否事由に該当することとなった場合には、登録取消しが行われる。

#### 1-5 登録不更新の取扱い (略)

#### 1-6 登録証明書の発行

登録簿に登録された信用購入あっせん業者又はクレジットカード番号等取扱契約締結事業者は、公的機関への提出等の理由により、登録証明が必要である場合には、経済産業省本省担当課又は主管局担当課に申請を行うものとする。ただし、登録申請書類が保存年限を経過していることにより廃棄されている場合については、この限りではない。なお、信用購入あっせん業者又はクレジットカード番号等取扱契約締結事業者であった者による登録証明の申請についても同様とする。

#### 1-7 登録簿の閲覧

登録簿の閲覧日及び閲覧時間は、次のとおりとするものとする。

- (1) (略)
- (2) 閲覧時間は、登録少額包括信用購入あっせん業者の登録簿については経済産業大臣が、登録包括信用購入あっせん業者、登録個別信用購入あっせん業者及びクレジットカード番号等取扱契約締結事業者の登録簿については各経済産業局長が指定する時間内とする。
- (3) 登録簿の整理その他必要がある場合は、経済産業大臣又は経済産業局長は上記の閲覧日又は閲覧時間を変更することができるも

#### 1-5 登録不更新の取扱い (略)

#### 1-6 登録証明書の発行

登録簿に登録された信用購入あっせん業者又はクレジットカード番号等取扱契約締結事業者は、公的機関への提出等の理由により、登録証明が必要である場合には、主管局担当課に申請を行うものとする。ただし、登録申請書類が保存年限を経過していることにより廃棄されている場合については、この限りではない。なお、信用購入あっせん業者又はクレジットカード番号等取扱契約締結事業者であった者による登録証明の申請についても同様とする。

#### 1-7 登録簿の閲覧

登録簿の閲覧日及び閲覧時間は、次のとおりとするものとする。

- (1) (略)
- (2) 閲覧時間は、各経済産業局長が指定する時間内とする。
- (3) 登録簿の整理その他必要がある場合は、経済産業局長は上記の閲覧日又は閲覧時間を変更することができるものとする。

のとする。

## 2 事業報告書の提出

登録信用購入あっせん業者 (信用購入あっせん業者のうち、割販法第31条、第35条の2の3第1項又は第35条の3の23の登録を受けた者をいう。以下同じ。) は、割販法省令様式第2により作成した財産に関する調書並びに貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに代わる書面並びに事業報告書（以下「事業報告書等」という。）を、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者は、事業報告書を事業年度終了後3月以内に提出するよう努めるものとする。

## 3 廃業等の取扱い

### 3-1 廃業等の届出

信用購入あっせん業者及びクレジットカード番号等取扱契約締結事業者は、営業を廃止した場合には、割販法省令様式第13による届出書を提出しなければならない。届出書を受理した 経済産業省本省担当課又は 主管局担当課は、割販法第34条の3第1項、第35条の2の15第1項、第35条の3の33第1項又は第35条の17の12の規定により登録の消除を行い、当該届出を行った事業者に通知するものとする。

### 3-2 登録取消し等に伴う取引の結了（割販法 第35条の2の2、第35条の3において読み替えて準用する 第35条の2の2及び 第35条の3の35において準用する第28条）

信用購入あっせん業者が登録を取り消され又は登録が消除されたと

## 2 事業報告書の提出

登録信用購入あっせん業者は、割販法省令様式第2により作成した財産に関する調書並びに貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに代わる書面並びに事業報告書（以下「事業報告書等」という。）を、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者は、事業報告書を事業年度終了後3月以内に提出するよう努めるものとする。

## 3 廃業等の取扱い

### 3-1 廃業等の届出

信用購入あっせん業者及びクレジットカード番号等取扱契約締結事業者は、営業を廃止した場合には、割販法省令様式第13による届出書を提出しなければならない。届出書を受理した主管局担当課は、割販法第34条の3第1項、法第35条の3の33第1項及び法第35条の17の12の規定により登録の消除を行い、当該届出を行った事業者に通知するものとする。

### 3-2 登録取消し等に伴う取引の結了（割販法 第35条の3及び 第35条の3の35において準用する第28条）

信用購入あっせん業者が登録を取り消され又は登録が消除されたときは、信用購入あっせん業者であった者又はその一般承継人は、信用

きは、信用購入あっせん業者であった者又はその一般承継人は、信用購入あっせん業者であった者が交付又は付与したカード等に係る取引若しくは加盟店を相手方とする個別信用購入あっせんに係る契約及び個別信用購入あっせん関係受領契約に係る取引を結了する目的の範囲内においては、登録信用購入あっせん業者とみなされる。

4 認定包括信用購入あっせん業者による認定の取下げの取扱い

(1) 認定包括信用購入あっせん業者が認定を取り下げの場合には、経済産業省本省担当課に認定取下書を提出するものとする。

(2) 認定取下げに際して、登録包括信用購入あっせん業者の登録を継続する場合には、包括支払可能見込額調査の円滑な実施を確保するために必要な体制を維持する必要があることに留意するものとする。(割販法省令第66条第1項第1号)

(3) 認定取下げに際して、登録包括信用購入あっせん業者の営業を廃止する場合には、上記3に従い廃業の届出等を行うものとする。

購入あっせん業者であった者が交付又は付与したカード等に係る取引若しくは加盟店を相手方とする個別信用購入あっせんに係る契約及び個別信用購入あっせん関係受領契約に係る取引を結了する目的の範囲内においては、登録信用購入あっせん業者とみなされる。

(新設)